

建 設 委 員 会 議 錄 第 九 号

昭和五十六年四月八日(水曜日)委員長の指名で、
次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

土地及び住宅問題に関する小委員

池田 行彦君

鴨田利太郎君

中西 啓介君

村岡 兼造君

中村 茂君

渡辺 武三君

小野 信一君

伏木 和雄君

瀬崎 博義君

村岡 兼造君

鹿野 道彦君

桜井 新君

中村 靖君

丸山 英夫君

川上 幸郎君

大井 圭介君

永井 浩君

鈴木 登君

建設省海運局長

運輸省船員局長

労働省職業安定局長

建設大臣官房総務審議官

建設省計画局長

建設省都市局長

建設省河川局長

建設省住宅局長

三課長

林野庁指導部治山課長

豊巣 升本

官繁 小坂

達夫君 忠君

護君 一君

柿澤 弘治君

柿澤 弘治君

同日 同日

辞任 辞任

甘利 正君

甘利 正君

補欠選任

柿澤 弘治君

柿澤 弘治君

委員の異動

四月十日 四月十日

昭和五十六年四月十日(金曜日)

午前十時五十三分開議

土地及び住宅問題に関する小委員長

村岡

兼造君

内海 英男君

渡辺 武三君

鹿野 道彦君

木間 章君

鴨田利太郎君

中村 茂君

良平君

竹中 修一君

登坂重次郎君

羽田野忠文君

村田敬次郎君

小野 信一君

横山 利秋君

林 保夫君

中島 武敏君

柿澤 弘治君

建設大臣官房総務審議官

建設省計画局長

建設省都市局長

建設省河川局長

建設省住宅局長

三課長

林野庁指導部治山課長

豊巣 升本

官繁 小坂

廣治君 忠君

護君 一君

柿澤 弘治君

柿澤 弘治君

同日 同日

辞任 辞任

甘利 正君

甘利 正君

補欠選任

柿澤 弘治君

柿澤 弘治君

委員の異動

四月十日 四月十日

委員外の出席者

法務省民事局第

参考人

ことと、持ち家制度の推進と公営住宅建設の戸数の低下というものを大臣は政治的にどう判断をされておるのか、これはひとつ大臣から伺いたいと思うのであります。

○齊藤國務大臣 お答えいたします。

住宅に対する要望といいますか、いろいろと多様化してきておることは御案内のとおりでござります。私たちが三期五計の経験を踏まえて四期五計でお願いをしてある戸数につきましては、御指摘のとおり一見持ち家志向型のようにはなっておるかとも思いますけれども、今までの経験を生かして、三期五計でできなかつた面につきましては、都市対策あるいは環境の調整ができるなかつても、トータル的には三期五計の目標数値は上回ります。特に都市化された大都市における労働者の方々の住宅をいかにすべきかというところに問題点があるうかと思います。残念でありますけれども、地方公共団体との話し合いというような問題についておりますけれども、公営、公团関係につきまして落ち込みのあつたことは事実であります。これは都市対策あるいは環境の調整ができるなかつた、地方公共団体との話し合いといふ形でありますけれども、一番困つておられる大都市においては十分な配慮がなされたわけではありませんけれども、当然四期五計におきましてはそうした阻害要因を排除しながら、バランスとしてはそのような結果にはなつておられますけれども、一層困つておられる大都市における労働者の方々の住宅については十分な配慮をこの中に置いてやる所存でございます。

いづれにいたしましても、数的な問題よりも質的向上を志向されておるいまの住宅環境の中で、質の向上を図りながら、都市化されている中で住まいに困つておられる労働者の方々については、示した数字にこだわらずに、都市対策あるいは環境調整等がつきますれば積極的に推進してまいり、低所得者層の方々にもでき得る限りの低家賃で住んでいただく、なおかつ質の向上も図つて、くといふ根本的な考え方には変わりないわけで、五計につきましてはそうした考え方のものと推進する所存でございます。

三期五計のマイナス要因を振り返りながら、四期

○横山委員 大臣の庶民的、政治的感覚から伺いたいのですけれども、あなたは家賃と労働者の総収入ですね、労働者ばかりでなくともいいですが、総収入と家賃との比率はどのくらいが適当だとお考えになつて建設大臣をお務めになつておりますか。

○齊藤国務大臣 言われている一般的な表現で、家賃のバランスはぎりぎりが三〇%とよく言われておりますけれども、でき得れば私は、もちろん収入によるのでしようけれども、パーセントにつきましてはなおそれ以下にするような形で進めていくというような考え方を持つてゐるわけであります。(横山委員「家賃が総収入の三〇%とおっしゃるのでですか」と呼ぶ)はい、三〇%です。これは一般的に言われる最高のものでございますけれども、ただそれはマキシマムでござりますから、それ以下の……(横山委員「本氣で言つたらっしゃるのですか、そんなばかな」と呼ぶ)ちよつとよつと待つてください。ごめんなさい、ちよつと勘違ひしております。取り消します。ちょっと数字的なことを……。

○豊賀政府委員 私から事務的なことにつきまして御説明をさせていただきたいと思います。

昭和五十年の住宅宅地審議会におきますところの御答申で、家賃の負担の限度といふものにつきましては、所得の階層に応じましてそれぞれ異なりますが、標準的な五分位に分けましたところの第三分位の方々で、四人世帯といったような標準のところをとりました場合、限度といつてしましては二一%程度くらいを考えられておりました。

ただ、私どもが政策的に公営住宅あるいは公団住宅等を供給いたします場合におきましては、その限度といつぱいということではなくて、その中におきまして適正な御負担をお願いするということとで、現在公営住宅につきましてはおおむね一五%たしまして供給しているところでございます。

○横山委員 総収入の一六%ですか。一六%

卷之二

○豊蔵政府委員 ただいま申し上げましたのは住
以下なんですか 標準か

宅の立地条件、規模また入られる方々の家族構成、収入等によりましてかなり差はあります。し

かしながら、私どもの目標といたしております公

団住宅の供給につきましては、先ほど申しました
ように一六%程度のところを目指して供給する

ようございました。さういふのでござります。

そういうことが通常の世界でありましたね。一割

ですよ。また、家賃支出を一割以下にとどめなければよき文化的なホーム生活を送ることはできな

いと思っています。建設省の公団関係の家賃平均は、先般も同、一二三万二千五百円、共益

は先般お伺いしたところ二万五千七百円、共に費が五千円ぐらいですかね、そうすると三万円ぐ

らいですね。そうすると何ですか、公団に入つて
いる人たちの収入は大体平均してどのくらいにな

ることになるのです。

○**豊蔵政府委員** 公團に入つてから一しやくは、方々の平均的な所得で見ますと、おおむね月額に

いたしまして三十一万から三十二万円程度というふうな統計となっております。

○横山委員 そんなことありやしないですよ。あ

なたは逆算して、一六%だとそのくらいになると
いう計算じやないですか。あるいはそういうこと

を要求するので、入居者はおれは収入はあるといつて多少手心を加えて申告をしたかも知れぬけれど

ども、公団に入っている入居者が平均三十一万円

の収入者であるということは常識的に考えられないですよ。そうでしょう。手心を加えておる、そ

うしなければ入れないからということであるかも
しねのだ。

それで大臣、どうなんですか。三十一、二万円

というような収入では実際はない。しかしま三万円以上の家賃を払わなければならぬ。実際は三

十一、二万円なんということはないですよ。そう

考をすと いま和が冒頭展開したよとに 持ち家持ち家と言つて、公団もそろばんが合わぬ、空

き家も多い、それから不要の土地を抱えておる、

世間の非難を浴びた、つ持ち家でどんどん建設省としては仕事をしようじゃないか、公団の性格も変えようじゃないか、そして低家賃ではなくて公団がそろばんが合うようにしようではないか、そういう意図がある。中においても、建設戸数の計画はとみに減つてある。だから、安い家賃の家を供給しようとしてこの法案の中に見えるわけです。現に四期計画の中においても、建設戸数の計画はとみに減つてある。そろばんに合わないなら安い家賃の家をつくるのはやめた、だからおまえさん方家をつくるなら自分勝手につくってくれ、つくるなら多少の援助はしよう、安い金利も貸そう、供給もしよう、自分たちでつくってくれば、公団がそろばんに合ふ家賃で家をつくるのはほどほどにしたい、こういうことはないのですか。

○齊藤国務大臣 先ほどは失礼しました。ローンの問題が出ましたので、私の頭にローンで大変苦しんでおられる方々がおられる、三〇%というような高いローンを使つて苦しんでおられるという頭がありましたのでそういう数字が出たので、お詫びをいたします。

御指摘のような向きが数字的にはあるかもしませんけれども、私たちはさらさらそうしたことを考えるのではなくて、何としても三期五計の実績を踏まえて、でき得る限りの可能性のある数字をもつて、都市化された中における労働者の方々の住宅の質の向上を図りながら進めてまいりたい考え方にはささかも変わりないわけで、その点につきましてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○横山委員 私の言っているのは、安い家賃の家をつくろうという気持ちは、法案の中にもどこにも書いてないのです。だからこのままでいけば、安い家賃の住宅を供給するのを建設省も公団もあきらめたのか、もういやだと言つているのか。そういう気持ちはあるならあるで、法案の中のどこに出てこなければならぬのだが、現行法では住

宅困窮者と/orいことが書いてあつたが、今度の法案ではそれをなくしてしまつた。あきらめたのか

○斎藤国務大臣 そういうことは全く考えておりません。
やめたのか、もうそろはんに合う住宅しか公団は供給しないのか、こういう意味です。

○横山委員 それならなぜ法案に書かぬのか。
○齊藤国務大臣 健康で文化的という表現で質といふ問題が表面に出て、その点につきましては表現的には隠れではおりますけれども、いさかかも三期五計と考え方は変わつていいということははつきり申し上げられるわけであります。

臣のえらいさっぱりした言い方であります。安い家賃を供給をするという趣旨はいさかも変わっていないというならば、あなたの言つていることと法案とはまるつきり違うんじゃないですか。現

行法は書いてあるのになぜそれを書かないのか。こんな安い家賃の、住宅困窮者に対する気持ちが今度の法案の中にも何にも書いてないのはどういうわけかと聞いている。それが現行法にあるのになぜ法案に書いてないのかという点について、あなた、多少はじくじたる気持ちがあるでしよう。どうもこれはまずいなという気持ちがあるでしよう。どうですか。

○齊藤國務大臣 なかなか辛らつ御指摘である
わけでありますけれども、一応家族、世帯の変
化、進歩、それから需要の変わりよう、また有効
ストックも一応二百七十万、質という問題が表面

○横山委員 大臣が表現力が適切でなかつたかもしれないということをおつしやつたことをこの際銘記をいたします。わが党は法案の第一条の修正本的な考え方というものは変わつておらないわけであり、表現力は拙劣であったかもしれませんけれども、もう少し大きく質的という問題を表現されたということで御理解いただきたいと思います。

を要求しておるわけでありますて、委員長を初め同僚諸君はいま大臣がおっしゃつたことを記憶し

現行登記法上、合法的に登記できることによつて、善意の取得者を違反者におとしいれてはいませう。」

第三番目は、「建物に関する図書」式の確保。「建築基準法及び宅建業法の監督、指導権をもつ各都道府県では、文書管理規程で当該確認申請図書類を廃棄処分しているケースが多く、業者が応じなければ、これ等設計図書類は入手不能であり、補修及び改修が不可能であります。」

それから一環、瑕疵欠陥の改善命令、虚偽の申告による確認申請のチェック及び中間検査が実施されないため、発見されなかつたコンクリート工事の不良、手抜き、鉄筋の露出、ベランダの落ト事故の原因は、工事監理者の不適切な監理によるものと見て取られる。

故、居室を通ずるエキスパンションなど、消防法、通産省令に違反し大事故につながる危険性が極めて大きいもののが多數ありますし、住むに耐えられない状態のまま、瑕疵担保責任も果たされず

者に放置されている例は数えきれません。」
第五番目が「管理形態の改善」、「管理規約」、管
理委託契約などによって不当に不利益をこうむ
っている場合が多く、又、分譲時に締結された共有

部分の特定者に対する専用使用権が人間関係を阻害しています。」

○ 豊賀政府委員 お答えいたします。
種々いろいろな御指摘でござりますので、順次
と救済の問題でありますか。こういう問題は
いて建設省はどういう措置をとつてありますか。

御説明申し上げたいと思います。まず第一点の空積率制限ぐるりといふような問題でございますが、建築確認は建築計画の段階におきまして適法かどうか

うかを書面により審査しております。その段階で適法な建物でありましても、建築後にその土地の一部が売却されるあるいは借りてある土地を返還する等で、その敷地の権利の一部が失われるような場合には容積率の制限などの規定に違反するということに相なるわけでござります。これらの場合におきましては基準法上は法第九条による是正命令といふことが出せるわけでございますが、マンショ

と思っております。

また、共同住宅の管理関係につきましては、管理規約あるいは管理組合の設立あるいは区分所有権に関する法律の見直し等、関係の省庁とも御相談をしながら現在検討させていただいておりますし、住宅地審議会におきましてもこれらの管理問題につきましての標準的な契約のようなものをつくつて、業界なり関係の方々にもお示しできるよう現在検討しているところでございますので、この両検討の結果を踏まえまして私どもも適切な対応をしていきたいと考えているところでございます。

○横山委員 要するにこれだけの建物をつくりたいたい、容積率の立場からこれだけの土地が必要である、けれども土地がないから隣の土地を借りて建物を建てた、建物を建てて済んでしまったそこの借りた土地を返す、そうすると今度はこっちの建てる人がまたその土地を借りる、これは詐欺ですよ。一、二の例じやないですよ、東京はもちろん名古屋でも私の知る限りそんなことがないぶん行われておるのだ。これを住宅金融公庫、住宅公団なり県や市役所は、ああ借りてきました土地もいいですよ、持つていらっしゃい、何だつたら教えてあげましょ、その辺は借りておきなさい、建つたら返せばいいじゃないかとは言わないにしても、にこっと笑っているわけです。建つた瞬間に返してしまっている。これは住宅金融公庫や住宅公団や県や市を詐欺にかけたようなものだ。将来とも容積率のために持つておらなければならぬものを、建てたらすぐ返してしまう、そしてまたそれを利用してしまう、それがみすみす詐欺だとわかつていながら詐欺にかかった県庁や市役所や住宅公団や住宅金融公庫は、ああおれのところは詐欺にかかったがしようがないな、それで済んでおる。済んでおるのがおかしいと思う。しようがないとあなたは言っておるじやないですか。区分所有者や市役所や県庁や住宅公団、公庫が十分注意しなさい、買った人は注意しなさいといつても注意のしようがないじやないです

か。建築基準法に明らかに違反をしておるという

ことについて未然に防止する方法をあなたは何も言つてないです、どうしたらいいのですか。が所有権あるいは借地等によりまして明らかにそれが所有権あるいは借地等によりまして明らかにその土地、建物が法に適合していないときましては、その土地、建物が法に適合していなかったのでは私は大変心外なんですね。役所や何かがみすみす詐欺に遭つておるからどうかということを確認するシステムになつておりまして、その土地につきましての権利関係

○豊蔵政府委員 建築基準法におきます建築確認につきましては、その土地、建物が法に適合してい

ます。

○横山委員 為というのは非常に残念でございませんが、基準法上

の確認の制度としてはそういうふうになつておる。

そこで、いま申し上げましたのは、宅地建物取

引業法等の改正によりまして関係図書一式等をお

まして確認をさせて、それで売買ができるように

はございますが、建築基準法の中におきまして敷

地の登録といったものを考えていつたらこの面が

カバーできるのではないかということでおもい

りと検討いたしておりますが、現段階ではまだ

法の改正というところまで至っていないという点

で、もうしばらくわれわれに研究をさせていただ

きたいと思っております。

○横山委員 大変苦しい答弁ですね。これは、私

がここで質問してしまつてあなたが自信のある答

弁をしないということでは、逆説的に、私がこう

いう方法があるよ、うまいことごまかせといふこ

とを宣伝する効果になつてしまつて、このことを

言われてあなたがよく黙つておるね。私は時間

の関係上節約してばつと言つたのだけれども、

あんなこと議事録に残されたら、全く横山さんい

ことを宣伝してくれたと言うて、とにかく県庁

からしかられようが公団からしかられようが早く

登記してしまえ、法務省の民事局がああいう議事

録を残してくれたならばあつと登記してしまわせ。

これをどうするの。大臣、そんなことはいかぬと

そこで言ひなさいよ。そんなばかなことは許さ

ぬ、おれは建設大臣だ、法務大臣が何と言おうと

そんなことは許さぬぞ、こうすると言つてちよ

だい。それは言わなければいかぬよ。私の質問が

何にもならぬ。横山代議士はいいことを宣伝して

くれたということになつてしまふ。

○齊藤國務大臣 なかなかむずかしい問題であるわけで、所管は所管で、法律的な問題につきましては法律的な問題として解決しなければならないことでありますけれども、御指摘のような問題が山積いたしておつて私たちも苦慮いたしておるわけでございます。しかるべき具体的な方法でこれは当然取り締まるべきことであります。

なお、業界の方々につきましては、特に昨今近代化につきまして業界そのものがまづから目覚めないと組んでいたくように私の方では強い指導をいたしておるわけであります。やはり内的な問題から、内的な業界そのものがまづから目覚めないとこうしたことについては大変御迷惑をかける。せつかく目的を果たして住まわれたマンション、住宅がそうしたことで精神的な苦痛を与えるということについては、当然私たちとしては忍びないことであります。なお十分先生の御指摘を配慮というよりも肝に銘じて対処してまいる所存でござります。

○横山委員 大臣、それは私が納得しないのはわ

けでございます。しかるべき具体的な方法でこれ

は当然取り締まるべきことで、あらうと思います。

なお、業界の方々につきましては、特に昨今近

代化につきまして業界そのものがまづから目覚めないと組んでいたくように私の方では強い指導をい

たしておるわけであります。やはり内的な問題か

ら、内的な業界そのものがまづから目覚めないと

こうしたことについては大変御迷惑をかける。せ

つかく目的を果たして住まわれたマンション、住

宅がそうしたことで精神的な苦痛を与えるとい

うことについては、当然私たちとしては忍びないこ

とであります。なお十分先生の御指摘を配慮と

いうよりも肝に銘じて対処してまいる所存でござ

ります。

○横山委員 私の質問に法務省は明快にしようが

ないじやないか、こう言っておる、それに対して

大臣は抽象的な話、これでは議事録を読んだ人は

法務省の言うことがはつきりしているというふう

に感じますよ。困る。それはひとつだけはつき

り言うことないか。はつきり言えるか。そんなこ

とはいかぬ、建設省としては法務省と交渉してか

かることのないよう、勝手に登記されて困る

ということをはつきり言いなさい。これを言わぬ

と困る。

○豊蔵政府委員 ただいまの点でございますが、

それぞの法律にはそれぞれの目的があります

て、おのずから限界もあることだらうと思いま

す。ただ、私どもいたしましては、問題は違法

な建築をいかにして防止するかということとござ

います。そういうような点におきまして、建築基

準法の的確な励行、また、具体的な第一線の建築

主事の方々が関係部局ともよく御相談いたしまし

て業界を指導する、あるいはまた検査等につき

まして違法、不適切なものがあればこれも是正に

努める、そういうような面で今後とも努力をさせ

ていただきたいと思っております。

そこで、今度はこの要望の一つに、停止条件つ

き売買契約制度を採用してくれ、こういうわけで

すね。「イ 建築確認申請書及びその附属図書

ロ 建築確認通知書ハ 檢査済証ニ 基工図

一式の全部を具備又は引渡さない場合は、物件引

渡日より起算して「一年以内」購入者は、当該契

約を破棄し、それまでに支払ったすべての代金の

返還を受けることが出来るものとし、宅建業法第

四一条に該当する保証委託契約者も連帯責任をも

つものとする。」このようにしてくれば、こういう

点はどうお考えでしょうか。

○青山説明員 賛成でございます。

○齊藤國務大臣 賛成でございます。

そこで、今度はこの要望の一つに、停止条件つ

き売買契約制度を採用してくれ、こういうわけで

すね。「イ 建築確認申請書及びその附属図書

ロ 建築確認通知書ハ 檢査済証ニ 基工図

一式の全部を具備又は引渡さない場合は、物件引

渡日より起算して「一年以内」購入者は、当該契

約を破棄し、それまでに支払ったすべての代金の

返還を受けることが出来るものとし、宅建業法第

四一条に該当する保証委託契約者も連帯責任をも

つものとする。」このようにしてくれば、こういう

点はどうお考えでしょうか。

○宮繁政府委員 先ほどのマンション問題で行動

する会からの御要望の中に、いま先生のお話のも

のがございます。それで、申し上げるまでもない

ことでございますけれども、一応契約をするかし

ないか、あるいはその内容をどうするかというう

は当事者の自由ということになつておりますけれ

ども、宅地建物取引業法におきましては、国が消

費者の保護あるいは不動産の流通の円滑化とい

うようなことで、かなりいろいろな事項で介入をい

たしております。いま提案の停止条件つきの売

買契約制度につきましてはかなりむずかしい問題

も含んでおるとは思いますがけれども、一つの御提

案として私ども勉強させていただきたいと考え

ております。

○横山委員 まだたくさんあるのだけれども、こ

れを言つておつたら時間がなくなりますから、総

合してマンションントラブルをどうするかといふこ

とであります。公団の方は、公団に住んでおる人

と公団という相手方がはつきりしておるからまだ

いいわけですね、やりようがあるわけです。そこ

が、民間のマンションは売つたらはいさいな

は、こういう詐欺がぬけぬけと行なっていることについて建設省と法務省とが協議をして遺憾のないようにしなければいかぬ。この点に賛成ですか。

○横山委員 大臣、それは私が納得しないのはわかるでしよう。それはダメですよ。法務省はきわめて明白に、違法建築であろうがなからうが、現

場へ行って石が並んでおれば登記するのが私の役目だ、こう言つている。建築基準法なんか私は知らぬ、こう言つている。そんなことを許しておい

てはならぬですよ。絶対にいかぬですよ。

それで、この間、農地を宅地にする問題についても、こう言つておる。そこには農業委員会であります。

そこで、今度はこの要望の一つに、停止条件つき売買契約制度を採用してくれ、こういうわけですね。

そこで、今度はこの要望の一つに

当事者の民事上の問題につきましてどこまで行政が介入するのか、またしていいのかというような問題が実はござります。しかし、私どもとしましてはいろいろ苦情をお伺いしておりますと、どうも不動産業者のやり方が宅地建物取引業法に触れる疑いが非常に多いわけでございますので、そういう意味では宅地建物取引業の法律の監督の立場において私はどもが、直接業者も呼びまして行政指導し得る立場にあるということでいまいろいろやつております。

こういう逃げ口が続出でておるわけでありますから、この際ひとつそのやり方、苦情の処理の調整の仕方にについてぜひとも検討を願わなければなりません。

か。補助員か、それとも見積もりをさせるために呼んだのか、どっち。

○久保田参考人 やはりそうではございませんで、先ほど私が申しましたとおり、将来の補修工事を行つざるこより下見ある、よ見是免月のこより

みえになるようだから、ないと理解をして話を進めたいと思います。

ただ見積もりをとるということだと、二人一緒に行つて、公団の方は、横山さん、あんた出ていくならそこを壊したから直せ、直す金額は幾らだ、そうすると、そばにおつた団地サービスが公

いう意味では宅地建物取引業の法律の監督の立場において私はどもが、直接業者も呼びまして行政指導し得る立場にあるということでいろいろやつております。

それで、専門のそういう機関をつくってはどうかという御提案でございますけれども、現在は県とか市あるいは建設省の不動産業を扱っております課におきまして処理いたしておりますけれども、できるだけその業者が加入いたしております法人の担当者も呼びまして、協会等でございますけれども、一緒に処理するような方向でやつておるわけでございます。

売り上げが五百八十二億、前年度比百五億の増、実際に大したものでありますね。この中で補修費が三百八十七億、その中で空き修繕が一番多いと、いうふうに私どもは捕捉をいたしております。空き家修繕の問題について一体どうなのかといふと、それを各地で調べてみました。東京の例を見ますと、退去すると公団と団地サービスの両方がやつてくる。両方がやってきて、退去する私に対しても、横山さん、畠かえたな、そこを汚したな、これをちょっとつくりかえたなどというわけで、実際問題としては公団の人は退去者である私に、あなたた、これだけ補修してもらわなければいかぬと言ふ、団地サービスから来た人は公団の負担にかかるわる分は幾らくらいかといつて見積もりをする、

○久保田参考人 お答えいたします。
こういう仕掛けだといふのですが、
いますか。

かしい問題もありますので、何かいい考え方がないかというようなことで、これも実はまだ勉強中でございますけれども、研究をいたしております。しかし、とりあえずは市町村の窓口あるいは都道府県の窓口あるいは建設本省におきまして、いま申し上げましたようにマンションにつきましても年間三千件くらいの苦情処理に当たつておるような状況でございます。

空き家査定の所掌はあくまで公団の業務でございまして、公団の営業所の所属の管理主任が行っております。なお、その現場におきまして管理主任と株式会社団地サービスの職員が打ち合わせを行なうことがございますが、これは株式会社団地サービスが空き家修理工事をその後続いてやるとか、そういう準備のための下見とかあるいは公団の団地サービスに対する現場説明のためのもので

○横山委員 これは何とかしてマンションントラブルについての苦情処理機構をつくるなければいかぬと私は思うのです。普通の独立家屋なら地主、大家等、簡単なんですけれども、マンションに住んでいる人はたくさんの中集合体であります。相手がはつきりせぬ。それでもって民間業者はいいころかげんにマンションをつくって、はいさようなら、後はおれの知らぬ管理会社がやつておる、ございまして、そのサービスの職員が査定に関与しているというようなものではございません。

○横山委員 公式にはその団地サービスの人は公式だそうですよ。そうじゃなくて、団地サービスは団職員の補助員として来ている、こういう理解が公式だそうですよ。どうせ団地サービスをするんだから、おまえ、これどのくらいの見積もりかやってみろということなのかな? ちなの

い、だから特定をしておる、こういうわけですか。
○久保田参考人 捕修個所は公団が決めるわけでござりますから、そのための、将来団地サービスが実施するような場合のその下見をするというようなことになるのでございます。

○横山委員 委員長も同僚諸君も、私の言わんとすることをおわかりだと思うのでありますね。私は、団地サービスが団地の空き家について知識も迅速性も、いろんな利点がある、だから団地サービスを呼んでおるというなら素直に受け取れぬことはないのです。ところが、私に対するある人の説明は、公団もなかなか忙しいから査定についての補助員として呼んでおる、こういう話を探してものだから話がおかしくなつてくるわけだ。補助員ではないのですか。ないのですね。うなずいてお

○久保田参考人 空き家査定について申し上げますと、居住者が賃貸住宅を退去する場合に、契約の約定に基づきまして畳表、建具、その他の小修理に属するものは居住者が修理または取りかえをする、契約書十二条に書いてあります。さらに居住期間中に居住者の責めに帰すべき事由によりまして賃貸住宅を汚損したり破損したりした場合、公団に無断で賃貸住宅の原状を変更した場合、それぞれそれは居住者が直ちに原状に回復する原状回復義務が十三条に書いてあります。したがいまして、居住者が修理もしくは取りかえまたは原状に復しない場合は、必要な費用を居住者負担として請求しているところでございます。（横山委員畠はどうなる」と呼ぶ）後で申します。

居住者負担分の修理費の査定に当たりましては、管轄する団地の管理主任が居住者の退去前に

か。補助員か、それとも見積もりをさせるために呼んだのか、どちら。
○久保田参考人 やはりそうではございませんで、先ほど私が申しましたとおり、将来の補修工事を行わせるための下見あるいは現場説明のためのものでございます。

○横山委員 そうすると後者ですね。補助員ではないという話ですね。そうすると、団地サービスだけ呼んで、おまえ仕事をして公団に請求書を出すとしたら幾らくらいか見積もれ、こういうわけですね。これは必ずしも悪いと言っているのではないのですよ。悪いと言っているわけではないんだけれども、私の聞いたのは、補助員として呼んだんだという説明を受けておるわけです。これをおまえのところにやらせるとは決まっておらぬけれども、まあおれの補助として公団に請求するとしたら幾らくらいか見積もりの案をつくってくれというふうに私は聞いておるわけですね。そうでなくして、おまえのところでどうせ仕事をするんだから見積もりを出してくれということだけだとあなたはおっしゃる。そうですね。それならなぜ団地サービスだけ呼ぶのか。団地サービスが団地の空き家修繕については特徴的な能力、迅速性、安い、だから特定をしておる、こういうわけですか。

○久保田参考人 空き家査定について申し上げますと、居住者が賃貸住宅を退去する場合に、契約

みえになるようだから、ないと理解をして話を進めたいと思います。

ただ見積もりをとるということだと、二人一緒に、団地の方は、横山さん、あんた出ていくならそこを壊したから直せ、直す金額は幾らだ、そうすると、そばにおった団地サービスが公団負担の分は私は二十万円なり三十万円だと思いまますというて団地サービスから公団へ提起します。それでそれがOKとなる、こういう仕掛けだと思うのですね。

それにしても、団地サービスはえらいもうかつておるものですね。前年度比百五億円増で五百八十二億、補修がその中で三百八十七億、それで空き家修繕がきわめて多い、こういうふうに言われておるわけですね。退去する私は壊せば契約によつて自分も修繕せにやいかぬと思うけれども、一休退去者に対して負担をしてもらう基準というものはあるのでしょうか。それから、公団が負担すべき割合の基準というものはあるのでしょうかね。これがどうもまちまちで、公団及び団地サービスのそのときどきの事情によって、まあ適当なものだ、基準があつてなきがごとしだと言われておるのでですが、どう思うのですか。

か。補助員が、それとも見積もりをさせるために呼んだのか、どっち。
○久保田参考人 やはりそうではございませんで、先ほど私が申しましたとおり、将来の補修工事を行わせるための下見あるいは現場説明のためのものでございます。

○横山委員 そうすると後者ですね。補助員ではないという話ですね。そうすると、団地サービスだけ呼んで、おまえ仕事をして公団に請求書を出すとしたら幾らくらいか見積もれ、こういうわけですね。これは必ずしも悪いと言っているのではなくないのでよ。悪いと言っているわけではないんだけれども、私の聞いたのは、補助員として呼んだなどという説明を受けておるわけです。これをおまえのところにやらせるとは決まっておらぬけれども、まあおれの補助として公団に請求するとしたら幾らくらいか見積もりの案をつくってくれというふうに私は聞いておるわけですね。どうでなくて、おまえのところでどうせ仕事をするんだから見積もりを出してくれということだけだとあなたはおっしゃる。そうですね。それならなぜ団地の空き家修繕については特徴的な能力、迅速性、安い、だから特定をしておる、こういうわけですか。

みえになるようだから、ないと理解をして話を進
めたいと思います。
ただ見積もりをとるということだと、二人一組で
行って、公団の方は、横山さん、あんた出て
いくならそこを壊したから直せ、直す金額は幾ら
だ、そうすると、そばにおった団地サービスが公
団負担の分は私は二十万円なり三十万円だと思
いますというて団地サービスから公団へ提起しま
す。それでそれがOKとなる、こういう仕掛けだ
と思うのですね。

る、契約書十二条に書いてあります。さらに居住期間中に居住者の責めに帰すべき事由によりまして賃貸住宅を汚損したり破損したりした場合、公団に無断で賃貸住宅の原状を変更した場合、それぞれそれは居住者が直ちに原状に回復する原状回復義務が十三条に書いてあります。したがいまして、居住者が修理もしくは取りかえまたは原状に復しない場合は、必要な費用を居住者負担として請求しているところでござります。（横山委員：豈はどうなる」と呼ぶ）後で申します。

その居住者の立ち会いのもとで居住の住宅の専用部分につきましてあらかじめ点検いたしまして、住まい方が居住者によりましてさまざまありますので、住宅の損傷の度合いに応じた補修、取りかえ、たとえばいま先生のお話ありました、暨にありますては新品に取りかえるとか、あるいは費用の取りかえをするとか、裏返しなどをすると、か、そういうものがあります。そういう取りかえなどを必要とする該当個所の数量とか面積を確定の上で、居住者の負担に属します補修などに要する費用を算定するものでございます。算定の後に、その補修費用について居住者の承認の印をいただきまして、これを確定しておるところでございます。

○横山委員 時間がないので、具体的な例を数々持つておるのでですが、言う時間がございません。理主任の査定がばらばらにならないように、非常に一生懸命日常研修を重ねて努力しているところでございます。

○横山委員 時間がないので、具体的な例を数々持つておるのでですが、言う時間がございません。理主任の査定がばらばらにならないように、非常に一生懸命日常研修を重ねて努力しているところでございます。

そうして、このような業務に当たりまして、管理主任の査定がばらばらにならないように、非常に一生懸命日常研修を重ねて努力しているところでございます。

○横山委員 時間がないので、具体的な例を数々持つておるのでですが、言う時間がございません。要するに私の言いたいことは、空き家修繕についてどうもはつきりしない。それから、団地サービスと公団の責務分担というものがはつきりしない。判こをついて承認をもらつておるというけれども、退去者はようわからぬから、そういうものかと思ってやつてあるに違いない。したがつて、退去者の負担で直すべき工事個所の基準を明らかにして人退去のとき明示する。入居者負担による入居中の改善、補修工事に対し、そのとき使用すべき仕様を材料、銘柄等について明確にする。現状ではたとえ新品に入居者がかえたとしても、銘柄が違うからだめだ、おまえさん払え、もとへ返せと言つておる。それから、空き家修繕の補修基準について明確な基準を設ける。入居五年未満、五年から十年、十年以上の団地別、タイプ別の基準的な総工事費の目安表をつくつて、管理事務所や営業所に常備をしてチエックをできるよう統一的にする。

空き家修繕工事の公正化を図る。施工、工程、

工事監理については当局の指導基準をつくつて、人的な指導、資格的なものを考えていくべきだと思つ。住宅公団の空き家に限らず、公営住宅、公社住宅、民間住宅もあるので、この補修、公的再利用も課題になつておるから、これらの空き家住宅補修について基準を明確に指導すべきである。私が結論として言いたいことはそういうことなんであります。御検討を願いたい。

を得るようにお願いいたしておるわけでござります。また、各党の御意見につきましてもいろいろ間接的に聞いておりましますけれども、まだそれぞれの成案をいただいて整合するところまでまいりおらないわけでござります。一にかかって自民党を初め各党の成案をいたしまして、私の方はもうはつきり今国会に提出するという方針には変わりないわけであります。何とか早い機会に成案を得て提出いたしたいという考え方はいささかも変わつてないことをはつきり申し上げるわけであります。何とか間に合わせるように努力いたしておりますので、先生の方の党におきましてもせつかくひとつ御協力を賜りますようにお願いを申し上げる次第でござります。

○中村(茂)委員 御協力しろと言つてもどこからも話はないのです。

それで、大臣の話をずっと聞いていますと、何か政党レベルに任したような言い方に受け取つたのですけれども、それならそれでそれぞれの政党間で話して成案を得るようになっていく、こういう努力をしなければならないと思つているわけでありますし、そなうとすれば与党である自民党に、早くテーブルをつくれという要求を私どももしたいと思うのですけれども、そういうことについてのですか。

○豊蔵政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、現在自由民主党におきましてもプロジェクトチームをつくつて検討をいたしております。これらの検討の進みがいい等を見て、私も自民党と調整も図り、また各党の御意見も賜り、総合的な基本法案にしたいと考えております。もちろんその過程において、私どもが努力するだけではなくて、一方各党間のお話し合いもあるかと思いますが、それはそれとして、建設省とで各党間の調整を図つていくという努力を強く要したいと考えているところでございます。

○中村(茂)委員 建設省が出す住宅の最も基本法

○齊藤國務大臣 いいです。

○中村茂委員 次に、時間がありませんから簡単に、しかも要領よくお願ひしたいと思いますが、宅地対策です。いままで私は何回か聞いているけれども、よくわからないのです。そこで具体的に納得のいくように、私の胸に落ちるように御説明いただきたいと思うのです。

まず建設大臣から宅地の需給見通しについて、そしてその対策、国土庁からその宅地の需給見通しに対する宅地供給促進対策、どういうふうにその需給に対応していくか、簡潔に、胸に落ちるように説明をお願いいたします。

○宮繁政府委員 最初に私の方から宅地需給の長期見通しにつきまして御説明したいと思います。昭和五十六年度から六十年度までの前期の五カ年間の宅地の需要量は六万二千五百ヘクタールになつております。それから昭和六十一年度から昭和六十五年度までの後期五カ年間における宅地の需給量は六万七百ヘクタールになつております。それから宅地開発について、十年間の合計では十二万三千二百ヘクタールとなつております。これを供給面から見ますと、これまでの宅地開発の実績、それから宅地開発に関連いたします諸制度を基礎としまして将来を推計いたしましたのがこの基礎推計量ということですがございまして、これが約十一万七千ヘクタールになつております。それから、今後新しい施策を展開いたしまして、相当な努力をすることによりまして見込まれる期待推計量が約六千ヘクタール、こういうことになつております。

○山岡政府委員 國土庁といたしましてそういう需給見通し達成等のためにどのような対策を考えているかということをございますが、御案内のように、土地は通常の商品とは異なりまして、需給動向に従いまして直ちに生産することもできないし、移動することもできないという性格を持つております。また、何かの策を講じようということになりますと基本的な権利にかかる場合が多うございますし、また、予算を要するものが多い

いうことでござります。したがいまして、土地対策ということになりますと、いわゆる特効薬といふものはないんだ、基本的にはやはり從来からの各般にわたります総合的な施策を着実に、かつ効果的にやつていくことが必要だと私ども考えております。

したがいまして、今後の土地対策といたしましては、長期的には過密過疎を解消すること、国土の均衡ある利用を図ることでございましょうが、当面の対策といたしましては、やはり引き続いて投機的な土地取引の抑制を図りながら宅地の供給を促進するということが重要だと考えております。

国土庁といたしましては、まず第一には、国土法によります届け出制の確実な励行、必要があれば機動的に規制区域を指定するということを前提としての地価の監視の励行等を促進いたしまして、投機的取引の横行を二度とは許さないというふうなことがあります第一だというように思っております。

それから、最近までにやつと三件すでに指定を見ましたけれども、国土法の本則の遊休地制度の活用、これを今後も進めてまいりたいと考えております。

それからさらに、五月から適用することを予定いたしておりますが、先国会で通していただきました農住組合制度、これを十分に活用してまいりたいと考えております。

その他線引きの見直し、開発許可の励行、関連公共事業の対策費の充実、再開発の促進等々、建設省等のお進めになります諸施策について応援をしてまいりたい。

それからさらに、来年度につきましては一つの節目の年であるというふうに考えておりまして、宅地並み課税の完全実施を含めまして、土地税制の適正化と長期固定化ということを目指して検討を進めるというようなことを、当面の対策として進めてまいりたいと考えておる次第でございまます。

中村(茂)委員 長期需給見通しをいま建設省から説明になって、努力しても不足分が相当出てくる。それに對する対応としては、どうもいまの國土の説明では果たしてそれだけの土地が出てくるかどうか私は非常に疑問ですし、出てこない、こういうふうに断言した方がいいくらいな説明だとうふうに思うのです。

そこで、委員長にお願いしておくわけですけれども、せっかくこの委員会に小委員会ができました。一日も早く小委員会を開催して、この委員会が責任を持って土地対策を確立して、勤労国民の多くの皆さんに低廉な宅地、また住宅が供給できるような体制をつくることがこの委員会の責任のような気がいたしますから、小委員会を一日も早く開いて軌道に乗せるようにお願いだけ申し上げておきたいというふうに思います。

それから次に、公共賃貸に対する質問ですが、第四期の五計が五十六年度から発足するということででき上りました。ですから一期、二期、三期、四期といふように五カ年計画をつくってきたわけでけれども、この経過をたどってみると、特に公共賃貸につきましては計画の実績が大体七〇%、その次の五カ年計画をつくるときにはその計画よりも下がった、七〇%の実績に基づいて大体計画ができる。その次の五カ年計画ではまたその計画の七〇%程度しかできない。その次の計画ではその七〇%に下がった実績で計画するということで、年々下がっていきますと、私は非常に残念でたまらない。

今度のこの合併のいま審議している法案を見て、もともと公団というのは住宅に困窮している労働者の皆さんに住宅を提供しようということで発足した。発足当時は公共賃貸といふもの、これが重点だったのです。ところが分譲分譲といふようになってきて、今度の四次計画を見ても二十万戸、半々になっているんですね。だから、本末転倒のよくなかったこうになってきてる。ですかね、私は、この際やはり原点に返って、公共賃貸というものをどういうふうにしていくかといふこと

とを解決しなければ、特に大都市における住宅問題は解決しない、こういう考え方立っております。

きのう竜ヶ崎の宅開公団のニュータウンの開発状況を見せていただきました。その際にも説明を聞いて申し上げたわけですが、確かに宅開公団が発足したときに附帯決議をつけて、そういう宅地を開発していくんだけれども、その何%かは必ず公共賃貸をつくっていかなさい、こういう附帯決議をいたしました。ところが、きのう聞いてみると、土地だけは確保してあるがまだその計画はできていない。住宅公団の方も、それから県、市町村の方の公営住宅もどうも逃げていてそこへ乗ってこない、こういうお話をしました。よく考えてみれば、あの土地は公団がまず買って、買ったあつたところに宅開公団ができるその土地を譲り受けているわけですね。そこへまた少し買って大きくしているわけなんです。自分が土地を買つたときに人に譲つておいて、それで今度それを開発していくつたら公共賃貸はそこへつくらないという公団の姿勢も私は納得できません。いずれにいたしましてもみんなできれば十万都市になるわけです。十万都市ができる、七万五千人の人口を収容するというニュータウンをつくつて、そこへ公共賃貸が一つも計画実施の方へ乗つてこないなんというニュータウン建設なら、そんなものは私はやめてもらった方がいいと思うのです。

ですから、まず総裁にその辺のところと、それ

から大臣に、現在公共賃貸といふものは住宅全体の中でも何%占めているのか、将来の方向として公

共賃貸といふものをどういうふうに持つていくか

としているのか、全体の中の考え方と将来に向かっての考え方をお聞きいたしたいと思います。

○志村参考人 昨日は大変お忙しいところを私どもの現場である竜ヶ崎を御視察賜りまして、大変ありがとうございました。

そこで本年の十一月に宅地の分譲を計画いたしておることは御説明したとおりでござります

が、これが三百戸足らずでございます。あそこはできますと全部で七万五千人、相当の戸数が入るわけでございます。一番最初の段階の約三百戸分の土地分譲に関して御説明申し上げたわけでございまして、それは賃貸がない、ことごとく分譲住宅である、かような御説明を申し上げたわけでございますが、竜ヶ崎全体の問題につきましては、今後さらに検討いたしながら、賃貸住宅もよけい建つようにわれわれも努力いたしたいと思っております。

ただ、最近は国民の持ち家志向が非常に強くなりました、集合の賃貸住宅を先行させましても必ずしも一般の方々がお喜びにならない。むしろ戸建ての分譲住宅を先行させまして、ある程度町が成熟した段階で集合の分譲住宅あるいは賃貸住宅を建設するというケースに変わつてきているようになります。ただ、私どもいたしましては、確かに建設委員会の附帯決議におきましたときにもみんなできれば十万都市になるわけです。十万都市ができる、七万五千人の人口を収容するというニュータウンをつくつて、そこへ公共賃貸が一つも計画実施の方へ乗つてこないなんというニュータウン建設なら、そんなものは私はやめてもらった方がいいと思うのです。

したまつた場合には、この公共借家を七・六%か

ら七・九%程度まで比率を高めたいというふうに考

えているところでござります。

○中村(茂)委員 宅開公団のニュータウン、きのうも見て、果たして持ち家を先行させてあそこへ

だれが住むだろう、こういう感じを受けるわけ

ですね。ですから、私はやはり賃貸も並行して建て

ても、どういう人があそこへ行って、買って住ん

でいくのか知らぬけれども、そういう姿勢で、ど

ちらが先だとどうとかじやなくて、やはり並行

的ということについて、これは答弁必要ありません。私の希望ですから、申し上げておきます。

そこで、いまの賃貸の比率ですけれども、この

賃貸の中でも木賃アパートと言われるのが非常に

比重が大きいわけですね。ですから、これから

住宅政策で賃貸といふものを考えた場合に、公共

賃貸をふやしていくと同時に、この木賃アパート

といふふうに言われる、住宅の中で一番部屋も狭

い、施設も悪い、環境も悪い、このところへ建

た。それから公園等についても新しい事業として

取り入れていく、こういう説明を聞いてきたわけ

万戸でございますが、この全体の戸数の所有関係別内の内訳といたしましては、持ち家が千九百四十戸、借家が千二百六十九戸でございます。

三万戸、借家が千二百六十九戸でございます。

ですけれども、行政改革の一環としてやるといふことになれば、両方合わせて二十四名を十九名ということで役員を出しているわけありますけれども、私は、これは多過ぎるじゃないか。もつと率直に言えば、今までの住宅公団の方の十四名で十分できるじゃないか。これは宅開公団の方をみんな切れという意味ではありません。いずれにしても、総体として十四名で私はできるんじやないか。しかも納得できないのは、お聞きすると、合併する場合に四分の一ずつ縮小していく、こういう方針だという。これは閣議了解だか閣議決定だか知りませんけれども、いずれにしても政府の方針でそういうふうに対処してきている。四分の一になると十八名だ、しかし公園が事業としてふえるので一名ふやして十九名だ、こういう説明がありました。しかしよく考えて検討してみますと、宅開公団の方はまだできたばかりで、従業員数なり事業の量からして、役員もそういう比率からすれば私は多かったと思うのです。しかし一応四分の一。ですから行政改革の趣旨からいくと、そういうことで四分の一切っていはずにしても一緒にした、そこへ新しい事業が来たから一名ふやすという姿勢は官僚型対応だと私は思うのですね。大臣がこういうものを所管していく場合に、四分の一という考え方についても私は意見はありますよ。しかし、一応そういう方針で十八名になつた。そこへ少しくらい仕事が来てもやはりそこで消化していく。そのところは一名ふやす、そういう手法は、行政改革という中で合併させないとすれば間違いやないか、こういうふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中村(茂)委員 省側の官僚の人たちは頭がいいから、これだけだと言えばちゃんと仕事を分けしまって減らさないようにつくつてしまふ。だから、実際はもうきちつと検討して何名というふうに決めて、それで確かに何名か浮いてきますわ。それは何年間かの暫定期間を置いてもいいじやいですが、これまで持つていくのに。いずれにしてもこれは二年でも三年でもいいが、その間にここまで持つてくる、そういう理解に立つてもらわなければ、どうもそういうやり方にについて本末転倒のような気がするのですね。以内だからいい。だからいいと言つて、じやいままでの法律を見た場合に、住宅公団の方は十名以上というふうにしていて十四名置いたわけですね。それから住宅公団の方は、十二名以内というふうになつていて十名置いたわけです。まだ発足してわずかでありますから、将来ふやしていくこととこれは十名とどめておいたのでしよう。それで今度つくつと法案は「以内」ということにしているわけですね。ですからどう考へてみても、そういう手法いくとすれば、まず十八名ということにして、それでこの「以内」の中で年次的にやつていふか、またはきちつとした数字で、その間暫定期間を置いて、そこへ縮めていくという措置をとるとか、何らかの方法をもう少し研究していただきたいというふうに私は思うのですがけれども、その点はいかがでしようか。

—

つて公団、公団という公的機関に入るということをやはりなかなか潔しとしない方々が多いわけで、その点につきましても民間の人材の登用ということはなかなかむずかしいわけでございます。しかし根本的な、基本的な考え方としては全く先生のお考に同感でございまして、これまた公団のあり方、推移、またそうしたことについても幅広く人材の登用については考えるべきもの、そのように理解しているところでございます。

○中村(茂)委員 特に住宅公団の方はもう年数もたつて、その内部で相当熟練し、指導的な立場に立てる人も順次生まれてきてると思うのですね。ですから、部内の登用ということについても積極的な努力を強く要請しておきたいというふうに思います。

それから次に、第一条の目的の中で、今まで

の公団法では「住宅に困窮する労働者のために」、

こういうふうに入居対象者といふものを明確にし

ていたわけありますけれども、今度の中にはその

点がまさに不明確であります、どういう法律

を見ても、その対象者といふものを明確に法律と

いうものはしているわけですね。公営住宅法を見れば「住宅に困窮する低額所得者に対する」とこ

うなっておりますし、地方住宅供給公社法によれば「住宅を必要とする労働者」、こうなっており

ますし、それから住宅金融公庫法によりますと

「国民大衆が健康で文化的な」と、いずれにして

も住宅を建てる場合には、そここの住宅に入る人た

ちはどういう人を対象にするか、お金借りる場

合にはどういう人たちをそのお金を貸す対象にす

るか、これは法律の一条できわめて明確にしてい

るわけです。ところが、今はそれが欠落してい

るわけですね。ですから私は、この第一条は欠落

条文だ、こういうふうに思うのです。その点はどういうふうにお考えですか。

○川上(政府委員) お答えいたします。

再々御説明しているところでございますが、私

どもの認識いたしましては、住宅事情の変化に備えまして現時点にふさわしい目的を書いたつも

りでございます。このため、地域限定といったことをやはりなかなか潔しとしない方々が多いわけで、その点につきましても民間の人材の登用ということはなかなかむずかしいわけでございます。しかし根本的な、基本的な考え方としては全く先生のお考に同感でございまして、これまた公団のあり方、推移、またそうしたことについても幅広く人材の登用については考えるべきもの、そのように理解しているところでございます。

○中村(茂)委員 特に住宅公団の方はもう年数もたつて、その内部で相当熟練し、指導的な立場に立てる人も順次生まれてきてると思うのですね。ですから、部内の登用ということについても積極的な努力を強く要請しておきたいというふうに思います。

それから次に、第一条の目的の中で、今まで

の公団法では「住宅に困窮する労働者のために」、

こういうふうに入居対象者といふものを明確にし

ていたわけありますけれども、今度の中にはその

点がまさに不明確であります、どういう法律

を見ても、その対象者といふものを明確に法律と

いうものはしているわけですね。公営住宅法を見れば「住宅に困窮する低額所得者に対する」とこ

うなておりますし、地方住宅供給公社法によれば「住宅を必要とする労働者」、こうなっており

ますし、それから住宅金融公庫法によりますと

「国民大衆が健康で文化的な」と、いずれにして

も住宅を建てる場合には、そここの住宅に入る人た

ちはどういう人を対象にするか、お金借りる場

合にはどういう人たちをそのお金を貸す対象にす

るか、これは法律の一条できわめて明確にしてい

るわけです。ところが、今はそれが欠落してい

るわけですね。ですから私は、この第一条は欠落

条文だ、こういうふうに思うのです。その点はどういうふうにお考えですか。

○川上(政府委員) お答えいたします。

再々御説明しているところでございますが、私

どもの認識いたしましては、住宅事情の変化に備えまして現時点にふさわしい目的を書いたつも

りでございます。このため、地域限定といったことを表現いたしまして、これによりまして従来の「困窮する労働者」、このような概念は十分織り込めると考えた次第でございます。

○中村(茂)委員 従来のそういう考え方方が織り込

めるなら、従来あつたもの削る必要はないじや

ないです。もう一度。

○川上(政府委員) お答えいたします。

加えまして対象者いたします用語を「住宅に

困窮する労働者」、果たして困窮という言葉を現

問題、それから労働者と申しますと、これは定

義がいろいろございますが、従来住宅公団法にお

いて考えておりましたのは広く一般国民大衆とい

うことでございますが、これ以外にも別の法制に

おきましたは雇用されておる者、これは狭く解され

る場合もございます。これらの点を勘案いたしま

して、供給対象が国民一般と考えておりますの

で、特に目的にその旨を書かなかつたということ

でございます。

○中村(茂)委員 そうすると、そういうものをあ

えて書かなかつたというのだけれども、こここの

ころで、今度法律に基づいての省令事項についてど

ういう考え方を持っているかという資料をもらい

ましたね。この三十条の一項の中の②という中の

④、このところでは「賃借人の資格は、現に住

宅に困っている者であること」、こういうふうに

皆さんの方で言っていますね。ではいまの条文は

どういうふうになつてあるかというと、「住宅に

困窮する」と、こうなつてあるわけであります。

それから次に、きのうも朝日ヶ丘へ行つたわけ

ですけれども、住宅は五十一年の四月に工事が完

成して、いま五十六年でちょうど五年たつてしま

すね。それで説明を聞くと、下水がうまくいかな

ります。これを第一条の条文から外してしまつて、今度新しいものをつくるとしている。

まつて、今度新しいものをつくるとしている。

まつて、今度新しいものをつくる

に取り組みまして両三年努力してまいりつておるの
であります。しかし、いざれにしても見通しが悪かつた
とか、経済情勢、社会情勢の変化に的確に対応で
きなかつたとか、反省すべき点がたくさん出てま
ります。しかしその具体的な対応措置をどうし
たらいいかということになりますと、一つ一つ違
つておりますので、そういう反省のもとで個々の
事案を一つ一つぶしていく、こういう努力を現
在、全力を挙げてとつておるわけでございます。
今後も続けてまいらなければならぬと考えており
ます。相当の成果を上げたとは存じますが、まだ
まだ難問が残つておるというのはきわめて遺憾で
ござりますから、なお大いに努力をしなければな
らぬと考えておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 いろいろの理由は確かにあつた
でしようが、その理由がいわゆる不可抗力なもの
であったのかどうか、具体的にその手法が改善を
される要素があつたのかどうか、その細かい問題
まで分析をされ、理解をされていかないと、漠然
と考えてみると再び過ちを繰り返すという事態に
ならないかどうか、この辺はいかがでございまし
ょうか。

○澤田参考人 たとえば未用地につきまして
も、その現状、それに対する対応措置、見通し
等、現在やつておりますが、担当理事から少し詳
しく申し上げたいと思います。

○救仁郷参考人 未用地を例に引いていきます
と、用地買収の面で非常にいろいろな障害が、こ
れは土地の開発につきましてはいろいろな問題が
ございますが、その開発のいろいろな条件とどう
ものをおわりに甘く見過ぎていたと、うようなきら
いは確かにございました。それを現在いろいろな
面、角度から総裁申し上げましたように一つ一つ
つぶしながら解決の道を探つておるわけでござ
いますが、先日来いろいろのお答え申しておりますよ
うに、二十二地区のうち、まだ基本的な開発の方
針についていろいろ協議を進めなければならぬ
地区というのが七地区残つております。これにつ
きましてもできるだけ早く一つ一つの問題点を解

決してまいりたいと考えております。

○渡辺(武)委員 たまたま未用地を例に挙げて
おつしやいましたけれども、未用地の先の見通
し等々が誤つたということもさることながら、せ
つか建築が終わつてもそれが供用できないとい
うような問題、そういう問題には一つ一つ理由が
あると思いますけれども、それらが本当に不可抗
力であったのかどうか、このところをもう少し
しっかりしておけばこんなことにならなかつたと
いう点があるのではないかと私は思うのです。し
たがつて、そういうことが具体的に認識をされて
いないと、再びそういうことが起こる可能性を払
拭しきれないためにあえてお聞きしているわけで
す。いま現実に例があるわけですね。水道が引け
てない、下水道が完備されていない、したがつて
建物は建てたが入居できない、こういうことが現
実にあるわけですから、どうしてそうなつてしま
つたのだろうか、再びそれらを繰り返さないため
に、そのよつて起つた原因を十分把握されて、
そういう再発事故が起きないような対策を立て
おかなければならぬではないか。それにはその
原因がしっかりと認識をされていなければいか
ましようか、こう思ひますので、その辺はいかがでござ
いましょうか、こう申し上げておきます。

○澤田参考人 御答弁をお聞きして、実は大変

驚いておるわけですよ。相当な年限がたつて、こ

こ両年ようやくそういう間違いが起つたん

う

うになつたと言われますと、相当長期的にいわ
ばずさんな状態が続けておつた。言いかえるとそ
ういうことになるわけです。そういうふざんな問
題を生み出してしまつた、気がついて一生懸命で
やつて、この二、三年は大分よくなつてきた、こ
ういう総裁がおつしやつておられるわけですから、総
裁みずからが過去のやり方というものについては
いろいろな非常に大きな問題があつたということ
をお認めになつた、こう理解をするわけですが、
私は再びそういう過ちを繰り返さないために、そ
の過去のことをここで追及しておつても始まりま
せんから、再びこれを起さないということをし
っかりと念頭に置いていただきたいと思うので
上げようと思ったので、御質問の先生にお答え

するわけですから御了承願います。長期未用地

とりわけ、入居者にとつてはもうもの失敗が

う

損害となつてやはりあらわれてまいりますね、あ
るいは金利負担となつてあらわれてくる。そういう
ものは入居者に対する家賃というのに転嫁を

されないかどうか。いや、別に処理するの
だ、こうおっしゃるかもしませんが、なかなか
それはすべてを転嫁するということもないでしょ
く、こういう結果になつておるのですね。

改修ができるというような、そういう見込みを立
てた、そういうものが見込み違つたといつています。

それで、両三年終見直しを公団がやりました。

相当地方療治でございました。それ以後はどん

なところから持つてても調整区域は絶対買わな

いとか、そういうかたい方針を決めました。それか
ら、住宅を建てたけれども、入居の見込みに間違
いがあるかどうかというようなことについても真
剣な事前討議を行つまして、ここ両三年初めで計
画を始めたというようなものについてはそういう
間違いはできてこないと大体において私は確信
いたしております。

○渡辺(武)委員 御答弁をお聞きして、実は大変

驚いておるわけですよ。相当な年限がたつて、こ
こ両年ようやくそういう間違いが起つたん

うになつたと言われますと、相当長期的にいわ
ばずさんな状態が続けておつた。言いかえるとそ
ういうことになるわけです。そういうふざんな問
題を生み出してしまつた、気がついて一生懸命で
やつて、この二、三年は大分よくなつてきた、こ
ういう総裁がおつしやつておられるわけですから、総
裁みずからが過去のやり方というものについては
いろいろな非常に大きな問題があつたということ
をお認めになつた、こう理解をするわけですが、
私は再びそういう過ちを繰り返さないために、そ
の過去のことをここで追及しておつても始まりま
せんから、再びこれを起さないということをし
っかりと念頭に置いていただきたいと思うので
上げようと思ったので、御質問の先生にお答え

するわけですから御了承願います。長期未用地

とりわけ、入居者にとつてはもうもの失敗が

損害となつてやはりあらわれてまいりますね、あ
るいは金利負担となつてあらわれてくる。そういう
ものは入居者に対する家賃というのに転嫁を

されないかどうか。いや、別に処理するの
だ、こうおっしゃるかもしませんが、なかなか
それはすべてを転嫁するということもないでしょ
く、こういう結果になつておるのですね。

一方公団は、どういう住宅をどういう価格で、

どういう所得層の方々に、どんな負担割合で供給
をするのがいいかという、別途の角度からいろいろ
苦心をして家賃等を決定しております。それで
政府がまた一戸当たり数万円という多額の補助を
しておるわけでございます。それから公団全体の
資金繰りの繰り回しの中で総合的に決定をいたす
わけでございますので、単純に申せないわけであ
ります。したがいまして、それは販売価格なり家
賃によって回収されるというのがたてまえでござ
います。

一方公団は、どういう住宅をどういう価格で、

どういう所得層の方々に、どんな負担割合で供給
をするのがいいかという、別途の角度からいろいろ
苦心をして家賃等を決定しております。それで
政府がまた一戸当たり数万円という多額の補助を
しておるわけでございます。それから公団全体の
資金繰りの繰り回しの中で総合的に決定をいたす
わけでございますので、単純に申せないわけであ
ります。したがいまして、それは販売価格なり家
賃によって回収されるというのがたてまえでござ
います。

○渡辺(武)委員 御答弁をお聞きして、実は大変

驚いておるわけですよ。相当な年限がたつて、こ
こ両年ようやくそういう間違いが起つたん

うになつたと言われますと、相当長期的にいわ
ばずさんな状態が続けておつた。言いかえるとそ
ういうことになるわけです。そういうふざんな問
題を生み出してしまつた、気がついて一生懸命で
やつて、この二、三年は大分よくなつてきた、こ
ういう総裁がおつしやつておられるわけですから、総
裁みずからが過去のやり方というものについては
いろいろな非常に大きな問題があつたということ
をお認めになつた、こう理解をするわけですが、
私は再びそういう過ちを繰り返さないために、そ
の過去のことをここで追及しておつても始まりま
せんから、再びこれを起さないということをし
っかりと念頭に置いていただきたいと思うので
上げようと思ったので、御質問の先生にお答え

するわけですから御了承願います。長期未用地

とりわけ、入居者にとつてはもうもの失敗が

損害となつてやはりあらわれてまいりますね、あ
るいは金利負担となつてあらわれてくる。そういう
ものは入居者に対する家賃というのに転嫁を

されないかどうか。いや、別に処理するの
だ、こうおっしゃるかもしませんが、なかなか
それはすべてを転嫁するということもないでしょ
く、こういう結果になつておるのですね。

○澤田春考人 たてまちにおこしやるとおりでござります。

○渡辺(武)委員 その辺、みずから業務がうまいとかなかつたことが入居者に対して大変迷惑をかけるのだ、こういう認識をしっかりとおいて

いただかない」と、少々まずくとも、どうせ金利計算をして全部その家賃の中で最終的に回収をしていくのだからと、これではそのみずから関係しない居住者は、それが間違っていたかどうかは別として、すべてかかったものは金利負担まで含めて回収されていくわけですからね。その辺ではやは

そこでお尋ねをしておきたいのですが、住宅老公団が持っております長期未用地の中でも、現在保安林といふものにかかわって工事がおくれておる、あるいはできない、こういうものの実態は一体どうなつておるでしょうか。

○救仁郷参考人 現在、先ほど來申し上げております二十二地区の長期保有地の中で、大なり小なり保安林を持つておりますものが四地区ございまして。ただ、その中で一地区だけが最後の問題として保安林の解除が当面の課題となつてゐるといふ

○渡辺(武)委員 それでは林野庁の方にお伺いをいたしますが、この保安林制度というものの経緯についてちょっとお聞かせ願えませんか。

負担をかけた金額は全然除外をして、そして新しい家賃を決めていくべきではないだろうか。入居者には何も罪はないわけですから、たまたま見通しが誤ったとかいろいろな手違いによつて工事がおくれた、それによる金利負担も全部加算していくといふことは、これは入居者から考えれば不合理的ですよ、実際は。それだけやはり公団は責任を感じておらなくちゃいけぬ。だから私は、そういう事態があるからしっかりとそれを認識をしていたい、再びそういうことの起こらないようにする、それは国民に対する義務である、こういう認識をひとつしっかりと持つていただきたいと思ひます。

次に、時間がございませんから急ぎますが、もうおろの問題点はすでに討議をされてまいりましたから、なるべく討議をされてない問題を取り上げてまいりますが、先ほど来御説明がございました、住宅公団が取得をして長期未利用になつておる、このこと自身もいろいろな理由があるうかと思いますが、その中で特に、いま農林水産省等で担当しております例の保安林というものがござりますね、これは住宅公団に限らず地方公共団体がいろいろの開発をしようとしましても、この保安林の問題は常に問題となつて出てくるわけですね。

そこでお尋ねをしておきたいのですが、住宅公団が持っております長期保有地の中で、現在保安林といふものにかかわって工事がおくれておる、あるいはできない、こういうものの実態は一体どうなつておるでしょうか。

○敦仁郷参考人 現在、先ほど來申し上げております二十二地区の長期保有地の中で、大なり小なり保安林を持つおりますものが四地区ございまして。ただ、その中で一地区だけが最後の問題として保安林の解除が当面の課題となっているということでござります。

○渡辺(武)委員 それでは林野庁の方にお伺いをいたしますが、この保安林制度といふものの経緯についてちょっとお聞かせ願えませんか。

○松本説明員 お答えいたします。

御指摘の保安林の経緯といいますか、対応の仕方でございますが、保安林は、御承知のとおり国士保全等の森林の公益的機能を確保するために、森林法に基づいて特定の森林を指定いたしまして、その機能を発揮させるように保全しているものでございます。そういう観点から、開発を進める区域からは除かれるのが通例でございますけれども、どうしてもその保安林を含めて転用するというような場合が出てくるわけでございますが、こういうような場合には、できるだけ保安林以外の土地を求めていただくことが原則でございますけれども、やむを得ない場合には、極力をこの保安林の持つております機能に影響の少ない区域を対象にいたしまして、保安効果を低下させないよう代々施設等を設置することを前提にして、転用解除するというようなことにいたしております。このような趣旨を踏まえまして、今後も間々あるのですよ。その経緯をずっと調べていて実態に沿いまして措置してまいりたいというふうに考えております。

きますと、その指定は遠くさかのぼること明治時代、自來七十年も八十年もたつておつて、指定をしたときの理由、根拠というものが大変薄れてしまつておる、あるいはもう必要なくなつてしまつておるというようなものが依然としてあちこちに残つておるのでよ。それが、小規模の開発でほんのちよとひつかつても相当な理由になつて、いや明治何年に植林のために補助金を出してあるのだからそれはだめだ、こういうお答えですね。それで、現地へ行つて調べてもらうと、一体どこに何のために植林に金を出しているのかわけのわからぬような雑木林になつておるというのが非常に間々ある。ところが一向に、現地も十分見ないまままで、机の上で法律を盾にとって、確かに法律を盾にとってまえからいけば非常に必要なものであり、保存されなければならぬものだといふものが非常に多いと思いますよ、私は全部が全部だとは言つております。ところが、中にはそういうものもたくさんあるのです。いろいろ各地区で調べていきますと、水源の涵養だと、土砂の流出を防止するのだとかあるいは崩壊を防止するのだと、いろいろな理由が法律に定めていますが、その一つ一つの該当条項を調べてまいりましても、七十年、八十年とたつてゐるようなところで、大体理由とされている原因がもう消滅しておるのではないかと思えるような個所もあるのです。

くれておった時代に指定されたものですから、いまならば簡単なものとりっぱな代替工事によつてこの目的が達せられるというところも実際はたくさんあるのですよ。にもかかわらず、この法律が盾にとられてなかなか林野庁がうんと言わぬ。それによつて工事が遅延をしていて、これまた金利がかさんで、結果的には国民が迷惑を受ける、こういう仕組みに実際はなつてゐるのです。

そこで私が申し上げたいのは、日本全国の保育林、砂防林いろいろなものがたくさん指定されておりますが、一遍本当に全部再点検する必要があるのではないか。近年になってそういう指定がされ、まだ経緯も浅いといふものは取り除いていただき結構ですけれども、少なくとも明治時代に指定をされて何もしてないというような指定地域については、ひとつ早急に再点検をされて、より合理的な処理をされるということの方が本当ではないか、こう思うわけですが、いかがございましょうか。

も心がけてまいりたいと考えております。

○渡辺(武)委員 林野庁の方、あなたの業務を通してよほどスピードイーにやつていただかないうと、そこに仮に公団住宅ができますと、実際はそのこと自身がまた金利負担で居住者に迷惑がかかってくるのですよ。

〔池田（行）委員長代理退席、委員長着席〕
それで、私も保安林の解除については「、二点
行つて、なぜ林野庁がそこまでがんばるのかとい
う理由がよくわからぬところが間々出でてくるので
す。だからこういうことをえて申し上げていい
のです。それで、そういう場合の金利負担その他
どうなつていくのだろうかと総裁にお尋ねする
と、それはやはり計算をして単価を出して、最後
には入居者が払うようになつてゐるのです、こう
おっしゃるのだから、すべて行政の怠慢とい
か、そういうおくれが全部国民に転嫁をされてい
つておるという実情ですから、特に心してやつて
いただきたい。特に明治時代に指定をされたとい
うのがたくさんありますけれども、山奥のよくな
ものは別として、周りがほとんど住宅地になつて
きて、その中に丘程度に残つてあるようなところ
もある。そういうものを重点的にでも再検討して
いただく、こういうことを要望をいたしておきま
す。

そこで、居住地の中に緑を取り入れようとする
ば、当然ある程度の可住面積を拡大していかなければ
ならぬ。そうなりますとまた保安林がひっか
かってくるわけですから、そういう問題がござ
りますので、建設省においても古い保安林指定
その他が居住地近くにいろいろあるのを活用して
いく、そうして公園だと緑地という整備と一体
となつた住宅建設を行なうべきだと思っておるわけ
です。その辺建設省としてはいかがお考えでしょ
うか。

○豊賀政府委員 ただいま御指摘のとおり、住宅
建設を進めます場合には緑地、公園等の整備を図
りまして居住環境を豊かにしていくことが必要で
あります。私どもも五十三年度から関
連公共施設整備促進事業制度を創設いたしまし
て、これらの整備にも助成をいたしてきたところ
でございますが、ただいまお話をありました保安
林の問題につきましては、関係当局ともよく御相
談をいたしまして、すでに保安林としての必要性
の薄いもの等につきましては解除をしていただき
まして、緑豊かな住宅団地づくりといったような
ことにも心がけてまいりたいと思っております。

○渡辺(武)委員 公団はこれに対してもどう対処さ
れますか。

○救仁郷参考人 私ども、住宅団地づくりあるいは
宅地開発といった中で、私どもの公共的
な使命から、従来とも一般の場合よりも以上にそ
ういった緑あるいは緑の空間というものを大切に
つくってまいりました。先生御指摘のように、特
にそういうった保安林等の解除を受けてつくります
ような場合には、当然從来保安林であった経緯か
らも、いわゆる防災的な配慮、それから緑の配慮
というようなことは特に心がけてやつていただきたい
というふうに考えております。

○渡辺(武)委員 それでは次に移りますが、もう
一つ公団住宅の家賃を引き上げておるのではないか
と思われるものの中には、例の関連公共公益施設
というものがございますね。関連公共公益施設調整
備のために、実はそれらがまた家賃を引き上げて

おる、こう、うふうに思うわけですが、この関連公共公益施設整備の負担は住宅公団では一体どうなつておるでしようか。

○教人参考人 先生も御承知のように、私どもは関公の立てかえ制度等を持っております。そのほか、五十三年度から新たに住宅宅地関連公共施設整備促進事業を創設していただきまして、それによりまして五十五年度は国庫補助金として約三百億円を住宅公団のためにいただいておるというようなことになっております。しかしながら、実際にはそのほか学校の用地等いろいろな負担がござります。これが五十三年、五十四年度大体一戸当たり百五十万程度であるというように私ども試算しております。しかし、たしか五十一、二年には百二、三十万ございましたので、それに比較いたしますと五十三、五十四年度は百五十万と、諸物価あるいはいろいろなことから申しますと、やはり促進事業の効果というものがそこに出ているんじゃないかというように私ども判断しております。

○渡辺(武)委員 いずれにしてもこれらの関連公共公益施設というものは、本来的には国なり地方自治団体なりが行うべきものなんですね。それが例の開発の過程においてどんどんデベロッパーに負担がかかるつていき、そのデベロッパーは居住者に負担を割り当てていく、実はこういう経過があつて、それが大変不適なほどの状態になつてきた。そこで、当建設委員会でもそれらは放置することができぬということで、それらに該当するものを少しでも国が負担するようにということで、これらが年々上昇してきておるわけですね。ところが実際は、その実態いかんとこう聞くと、やはりよううまくいっておりますというお答えだろうと思ひますが、それには大変な基準が設けてありますし、予算に合うように基準がうまくつくつてあるのですな。だから、これだけの予算ならばこのくらいの基準にしておけばまあまあこれで消化できるんだろう、こういう考え方ですから、全体から見れば関連公共公益施設というものをまだまだこれからやっていかなくてはならぬ、こういう状

態にあるのです。だから、私は予算との対比で別にお聞きをしたくはありませんが、そういう関連公共公益施設というものはまだこれからやつていかなければならぬと思うのですが、その辺の実態はいかがでしょうか。

○ 豊賀 政府委員 ただいま御指摘の関連公共施設整備促進事業につきましては、五十三年度に創設されましてから年々その拡大を図つてまいりました。昭和五十六年度予算におきましては国費一千億円を計上しているところでございます。

御指摘のように、採択基準等につきましては、対象施設につきまして從来の一般的な國の補助対象基準、あるいはまた地域につきましても三大都市圏あるいは人口五十万以上の都市の通勤圏といったようなことで縛られておりますが、私どもいたしましてもこれらの事業の拡充を図りますとともに、逐次採択基準等につきましても今後努力して、より的確な団地形成ができるようについてふうに考へているところでございます。

○ 渡辺(武)委員 大臣、この問題は実は当初三百億の予算をもつて発足していったんです。それはとても足らぬということで、その次の年度には六百億にした。たまたまその六百億にしたときに予算修正の問題が折衝されて、本来六百億という予算修正のときにさらに三百億を上積みするということを當時のおたくの河本政調会長は約束をしたのです。実際は、ところが、その約束は完全にほごにされまして、一年延ばされてその次の年に九百億にした、こういう経緯があるんです。そしてことしあはどうかなと、こう見ておりましたならば、財政事情の問題もあつたのでございましようが、ただ単に百億の増加にとどまつておる。しかし、それは先ほどから申し上げておりますように、あくまでも関連公共公益施設の採択基準といふものが、あって基準の枠を変えないから、本来ならばもつともつとやつてあげなければならぬ事業があつてかかるわらず、それらはもう負担をさしてしまつておるというものが現実ですから、この辺はひとつしつかり御認識をいただいて、やはり予算の拡

大に付いての努力、こういうものをやつていただけ
かなければならぬと思ひますが、大臣の決意をひ
とつお聞きをしておきたいと思ひます。

○齊藤國務大臣 関連公共公益施設につきまして
は、地価のコストダウンにも関係することであり
まして、財政事情が許される限り御指摘のような
形で進めたい、このように考へるものでございま
す。

○渡辺(武)委員 それからもう一つやはりつけ加
えておかななければならぬと思いますのは、遊水地
の問題がございます。

雨水等の問題があつて、やはり一つの住宅をつ
くるとこのごろどうしても遊水地を設けなくちゃ
ならぬ。私、この補助制度をまだ十分につまびら
かに承知いたしておりませんが、大変低い補助し
かしてないというふうに思ひます。そこで、地方
自治団体もその遊水地を確保するためにはこれは
相当多額な費用が必要んですね、土地の問題、い
ろいろな工事の問題。そのためには住宅が建てら
れないという地方自治体を私は知つております。
だから、そういう面ではやはりこの遊水地という
ものもなおざりにできない問題だ、それらについ
ての補助対象の拡大といいますか、補助額の引き
上げといいますか、この辺についてはいかがお考
えでございましょう。

○小坂政府委員 お答えいたします。

ただいまお話しの遊水地でございますが、宅地
開発に伴いましてどうしても雨水排水を良好にし
ないと下流に問題を起こすというのが通例でござ
いますので、河川管理の立場からそれに対処する
いろいろな措置をしなければいかぬということに
なります。ところが一方、河川事業と申しますの
は、これは百も御承知であろうと思いますが、下
流の方から一定のスピードで上がつてきておりま
すので、上流の方におきます宅開事業に即応する
のがなかなかむずかしいという事情もございま
す。そこで、開発地内にその開発の影響によつて
増加いたします雨水の水流下量を一時留して、そ
れで下流の方に影響のないようにするというよう

な指導をいたしておるわけでございます。それに要する費用、これは河川によって、いわゆる河川法上の河川におきましては防災調節池という補助制度がございます。それから準用河川がございます。これは市町村長の管理する部分でございますが、それにつきましては雨水貯留事業という名称になつておりますが、これも補助事業がございます。そういうもので対応するようになつております。ただ、その補助率の問題でござりますが、これにつきましては雨水貯留事業といふ名稱になりますが、なほ、いまのおただしの公団に関連いたします部分につきましては、ほとんど現在までに御要望のありますものについては補助いたしております。ただ、その補助率の問題でござりますが、これはいろいろな横並びの経緯でございまして、私どもとしてはなお補助率を上げたいという希望は持っておりますが、特に準用河川の場合は補助率が三分の一でございますので、これを何とか上げたいという努力はいたしておりますが、まだ実現しておらないという現状でございます。

○渡辺(武)委員 この河川の改修と、実際に住宅地につくられる遊水地の問題とは、これはなかなかか同一には論じられない問題でして、その周囲に住まる方がすべて負担をしていかなければならぬという事情があるわけですから、一つの川が流れれるその川の改修とは大いに質が異なつてまいるわけですね。そのために、やはりそれだけの配慮というものがないと、これは住宅を持とうとする国民はたまたまつたものではない。

以上いろいろ申し上げてまいりましたけれども、私は、すべて行政のあり方というものが、家を取得する方々に一つ一ついかに負担を多くかけているか、こういう問題につながり合つておるので、その辺をひとつ十分に認識をしていただいて、自分たちの仕事を通じて少しでも国民の住居取得者に迷惑をかけないように、こういう配慮が必要ではないか、このために幾つかの例を挙げながら実はただしてまいったわけでございます。

時間も参ったようでござりますから、最後にお聞きをしておきますが、そういう観点から考えていまして、今度のこの住宅・都市整備公団法こ

○斎藤國務大臣　目的の文言の問題、いろいろと御指摘があつたわけありますけれども、あくまでも表現は表現として、内容的な問題は、住宅にお困りの方々、特に大都市における労働者の方々の住宅、しかもあくまで健康で文化的で良質の住宅を提供するという基本的な考え方方にしさかも変わりはないわけで、その基本方針に向かつて、法案を通じた精神をもとに、住宅対策に取り組んでいく所存でございます。

○渡辺(武)委員　大臣のおっしゃるような気持ちはわからぬではない。しかし、漏れ承るところによると、そうではなくて、別の機会で声の大きい人たちががんばったために、本来入っておつた目的条項が削られていった、こういう経緯を知るがゆえに、あえて聞いています。そんなことでこの目的を直してもらつたんじや困るんだ、そういう誤った観念のもとで住宅政策が確立されいつたんではいかぬのだ、こういう気持ちで聞いているのですよ。初めからあなた方がそう考えられておきながら、ところが、ある一部の声の大きさにがんがんとどなられたら、いつの間にか消えてあ結構でしよう。ところがそうではないはずだ。建設省ではちゃんとそういう対象になる方も入れておきながら、ところが、ある一部の声の大きさにがんがんとどなられたら、いつの間にか消えてあつてしまつたという経緯のもとに建設委員会に

提案されているというのが実態ではありませんか。だからそうだとすれば、建設委員会でもとのように修正をしたらいかがでしょうか、こう言つておられるわけです。それについて大臣はいかがお考えでしようか。

○斎藤國務大臣 プロセスはプロセスとして、しかもそういう向きを踏まえて御提案をいたしておるわけで、いさかも、文言の表現的なこと、形式的なことではなく、中身の問題で、御指摘のほどは十分配慮して進めてまいる所存でございますので、ひとつ御理解のほどをお願いする次第でござります。

○渡辺(武)委員 声が大きければ変わるものだから非常に苦しくなつてしまふ、どうもぐあいが悪い。同じことであつたならば何もそんなトラブルを起こす必要はないのですよ。そのままにしておけば済んでくることなんだ。ほかの関連法案にもいろいろ書いてある。あえて削られた。なぜ削られたんだろうか、どうも声の大きいやつがおったようだよ。こういうことになつてくるところちらは声を大きくせざるを得ないんだな。声の大きさによって修正されるならば幾らでも大きな声を出します。いかがでございましょうか。

○斎藤國務大臣 声の大小ではなく、中身の大小でひとつ御理解をいただきたいと思います。

○渡辺(武)委員 何の中身ですか、それは。ちょっとよくわからぬな。目的の中の、住宅を必要とする労働者のために、まあ何でもいいですわ、そういう文言が削られてしまった。これは中身も何もないですよ。中身なら、住宅を必要とする労働者という中身と、ここに書いてある「健康で文化的な生活を営むに足りる良好な居住性能」、この方がうんと中身が広いわけですからいいわけです。

のネックは何でしょうか。

○升本政府委員 先生御承知のとおり、再開発事業は施行地区内の既存の建築物をすべて除却して、全く新しく公共施設と中高層の建築物を一体的に整備する事業でございます。したがいまして、地区内の関係権利者の生活環境あるいは権利形態が一変されるというのが通常でございます。こういった性格の事業でござりますので、各権利者に事業後の生活に対する不安あるいは共同化に対する抵抗感が多く存在する、それから関係権利者の数が多い、権利関係も複雑であるというこど、それから第三点といいたしまして事業の円滑な完成を期するために事前の調整に大変期間を要しているという点がございます。

○中島(武)委員 今度新公団は業務用の再開発ができるようにされておりますが、この任務をなぜ

新公団の任務とされたのか、その理由をお尋ね

たいと思います。

○升本政府委員 大都市地域の現状にかんがみま

して、この地域の枢要な部分について再開発が必要であるということについては大方のお認めをいただけるところであらうかと思うわけでございま

す。この場合に、再開発事業はただいま申し上げ

ましたように大変手間のかかる仕事でございま

す。この仕事を現在の要請に合わせて実施をいた

してまいりますためには、可及的に多くの機関が

参加することが望ましいのはなからうか。広義

の再開発におきましては民間の権利主体の行うも

のもございますが、公共的な性格を持つ機関も必

要な部分を分担して、再開発の実施に努めなければならぬ状況にあるうかと思うわけでございま

す。新公団は、住宅の供給、宅地の供給とあわせ

まして都市の整備についても今までかなりの実績を持っているわけでござります。このよ

うな機関をさらに活用を図りまして、この機会に再開発の仕事の重要な一翼を担つてもらうとい

う実施主体、住宅供給とかかわりのない部面におき

ます

させ

て

い

ます

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

ですか。都市局長なんか、見ていてこれは買収方式じやなかなかうまくいかぬぞ、やはり再開発方式なんかを導入できるところは導入したらよいどうふうには考えられますか。

○升本政府委員 市街地の現状にかんがみまして、再開発を要する地区には二通りの要因があるかと思うわけでございます。一つは、確かに御指摘のように街路網の整備等の公共施設が非常に不足しているために、非常に危険であるという状況あるいは交通麻痺が起こっているというような状況、もう一つは、街区、ブロックの中の建築物の建築状況が悪い、非常に密集しているあるいは木造が多いというようなことで大変危険性が高まつて、あるいは十分なスペースがとれていないという状況がござります。この両方の要因によって再開発の必要性が論じられているのではないかと考へるわけでございます。したがいまして、おだやかに道路を拡張するあるいは新設する必要性から再開発事業といふことも一面あり得るかと考へるわけでございます。しかし、それのみの目的を持って再開発事業が実施されるというふうには私ども考へておりません。その地区の状況全般を見て、再開発の必要性があるところに事業が実施される、その結果として道路が整備されるということになるのではないかと思うかと思っております。

○中島(武)委員 これは重ねてお尋ねしたいのですけれども、必ずしも再開発で道路がうまくいくというものでも——そういう部門もあると思うのです。採算がとれればそれもよろしいということにならうかと思うのですけれども、そうでない場合もある。新しく公団ができる、そういう場合に知事が要請して、ひとつ何とか頼む、こういうようになるとおなごとがあったときには新公団はこういうところにも出かけていくわけですか。

○升本政府委員 あるいはお尋ねの御趣旨が道路等の整備費の費用のかぶりの御心配かという感じもいたすわけでございますが、再開発事業として実施いたします場合に、それによつて道路が広がるあるいは新設される場合のその改造費あるいは

新設費、これは当然公共事業費の方から支出をいたします。それを受けまして、再開発事業者がそれを費用の一部として全体の再開発事業を完遂するということになりますので、道路築造のための費用が権利者にかぶって、御迷惑をかけるということにはならない仕組みになつておろうと私どもは考えておる次第でござります。

○中島(武)委員 要請があつたら行きますか。

○升本政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、法律の条件に合う地区でございまして、要請があれば出動が考え方よりかと思ひます。

○中島(武)委員 再開発というの非常にむずかしい問題なのですね。過去いろいろな経験からいつても、これは評価の問題もありますけれども、私たちが見るところ、これはうまくいったと思えるところというのは本当に数えるほどしかないと言つたら言い過ぎでしようか、あるいは見解が分かれるかもしれませんけれども。

もう一つお尋ねしたいのです。

都市局長、再開発をやりまして、その権利者がそこに権利変換して入居する、これは一体どの程度なものでしようか、全国的に、率からいいますと。

○升本政府委員 昭和五十四年度までに完了いたしました再開発事業四十九地区的平均でございますが、従前の権利者数の約四六%が再開発事業後の、要するに権利変換を受けて施設建築物に入居しておられます。

〔委員長退席、村岡委員長代理着席〕

この数字は若干低いようでございますが、この関係権利者の中では、当然に交換の権利をもらわれる方以外にも、たとえば保留床を優先分譲を受けて新たに所有者として入られる方は地区外に、再開発住宅に入居されるというような方もおるわけでございまして、その分はこの四六%の八セントに入つておらないわけでございますから、事実上の権利者が同じような形でその地区に住まわれるそのペーセンテージはもっと上がりますかと思ひます。

○中島(武)委員 もうちょっと聞きたいのです。それは最初の場合でありまして、一たん入った、入つたけれども結局そこでは商売にならないとかいろいろな理由で出でてしまう場合がありますね。私たちが聞いているものでもそういう人が非常に多いのです。そういう点では定着率といいますか、関係権利者でそこにずっと長年定着してやつておられるというのをお調べになつていたら教えてもらいたい。

○升本政府委員 残念ながらそれにお答えできる統計数字を持ち合わせておりません。これはあるじはその点もお調べ申し上げるべき筋かもしませんけれども、私どもの考え方といたしましては、再開発事業でできました建築物の部分にお入りになるかどうかというのは、権利者の全く自由な選択で決めていただくことになるわけでございまして、したがいまして、入られた以上は、これは一般のビルにお入りになる、一般の高層住宅にお入りになつた方といわば同じような関係で入つていただいているものと私は理解しております。したがいまして、いまのところお答え申し上げるべく用意した数字はございません。

○中島(武)委員 五十何%の人が当初の段階でよそに出なければならぬ。それは自由だということを言われるわけですね。言葉を悪く言えば入れない、追い出される、こういうこともありまするわけです。——いや、そうじやありません、そういう御見解であることは先ほどの答弁からわかるつておりますが、しかしその後もまた定着できなかつてゐますね。しかし、ちょっとと常識的に考へると、都心、副都心部なんというのはそこに住宅をつくりましても相当な価格になつてしまふのじゃないかというように私は思うのです。職住接近

だ、そこへ住宅をつくるのだ、大変結構です。結構ですが、大変なことになるのじやないだらうかと思ひますので、近く手がけられる可能性の大きい大川端の再開発、ここに公団住宅をつくる、あるいはこれを賃貸するあるいは分譲するという場合に一体どれぐらいになるものか、あるいは都心ではどれぐらいになるものか、副都心では幾らになるものか。あるいはまた、先ほど私の言いました三月三十日の都市計画審議会で決められております、ここははつきり住宅をつくるといふうに述べられておるのでですが、江戸川橋、飯田橋、西大久保あたりですね、この辺でやつたら一体どの程度の分譲あるいは賃貸価格の住宅ができるのか、この点をお尋ねしたいのです。

四千万の方にいくつかあるいは五千万の方にいくつかあります。がわからませんけれども、やはり公団が発足する前からきちんとそういうような検討を加えてしてかるべき問題だというように私は思っているわけです。どちらにしましても、いまの東京の平均から見ましてもうんと高いものができます。果たして一体どれがここに入ることができるのだろうといふ気がするわけですね。

それから、都市局長にちょっとこの問題の最後に伺いたいのですけれども、私が再開発法のときに質問をしましたところが、東京二十三区内で言えばその三割から四割を再開発する。上田参議院議員がそれに要する公共投資は幾らかということをお尋ねましたら、一兆円という答えが返っていました。これは公共投資だけですから、主として道路、下水なんかに入るかと思いますけれども、そういうものに対する投資なのです。民間

の投資は一体どれぐらいになるというふうに試算をしておられるのか、それを伺いたい。

○升本政府委員　おただしのとおり、東京都二十三区内で何らかの形で再開発を必要とするであろう地区的面積の二十三区全域に対する割合は、私どもの調査では大体三〇%に当たる区域の広がりだろうというふうに推定をいたしておりまして、この地区に投資されるべき公共投資の額が十一兆円というふうに申し上げました。

そこで、ただいまおただしの、しかばん民間の投資額がどのくらいになるかということございますが、これはその地域の土地利用状況でございまますとか公共施設の整備状況等、いろいろ条件がございまして、具体的にどういう事業をそこへ実施していくかによって大幅に変わります。したがいまして、精密なお答えはできかねるわけでござりますけれども、仮に公共用地の割合を四〇%、それから容積率を三〇〇%と置きまして試算をしてみますと、この全域について投下されるべき民間資本は四十三兆円程度という数字になります。

さきわめて巨大な投資だと思うのですね。再開発法を審議するに当たりましても私は言いましたが、各業界からいろいろな提言がなされ、そして再開発法の改正が行われるという経過をとっておりましたが、いまた新し公団が業務用を含めてこの再開発に乗り出すということになるわけです。だから、一面から言いますとこの問題といふのは、いわば民間の大資本にとっては大都市の再開発というのは二十一世紀へ向けて生きる道として大変な重点に置いている問題だと思うのです。建設省の考え方としても私はこのことを否定しないと思います。しかも、知事の要請を待つてといううことではありますけれども、新公団がこういふ部面に大いに乗り出していくというのが今度の法案の一つの大きな問題じやないかというよう私には思つております。

それで、いま東京、大都市を考えてみると、実は枢要の地、いわゆるそういうところにおける再開発も必要でしようけれども、しかし東京なんかで言えばあすにも地震が来るかもしれない。ところが、木造密集地帯といふのは東京なんかの場合にも非常に広範囲にあるわけです。そういうところで一たん火事が出れば一体どうなるのか、死者者が何人という試算もやられておるわけがあります。再開発をするという場合にはむしろそういうことをむしる任務とするべきなんぢやないのか。ところが、再開発法のやり方でやりますから、採算とれなければとてもじやないけれども手が出ない、そういう仕組みになつていて。その点から、この新公団のやううとしているところについて、率直に言うと私は大変遺憾に感じておるわけであります。

時間の関係もありますですから、ちょっと先へ進みます。

これはこの間うちの審議からよく問題になつておられますように、公団法の目的から「住宅に困窮する労働者のために」を削除している、このことに関連して私は伺いたいのですが、まず大臣に聞きたいたいのです。労働者の公共賃貸住宅に対する最近の大幅な入居希望、これはどんなふうに認識をし、考えておられるかということについて大臣の見解をお尋ねします。

○齊藤国務大臣 労働者の賃貸住宅への入居希望につきましては、いささかも希望が減っていないというようになります。しかもいままでと違つて、数的な問題よりも質的な面で皆さん方の御要望が非常に多いということを知つております。特にさるに一層過密化しつつある大都市におけるニーズについて強い御要望があるということ、したがいまして、四期五計の中においてもバランスにおいては数的には御批判もありましたたけ

れども、そうした面につきましても十分な配慮をもつて対応するような心組みであるわけでございまして、何とか都会地に住む方々の御要望については十分承知をして対応するという考え方でござ

○中島(武)委員 これは私から申し上げるまでもないのですけれども、いまマンションの契約率というものを一つとつてみましても大変な落ち込みがあるんです。昨年の十二月、それからことしの一月、もう五〇%を切っているという状況なんですね。しかも分譲マンションの価格というのが、これは東京都の平均ですけれども、五十五年分譲で二千六百九十三万円、これは面積の平均は五七、三平米ですが、大変高騰してしまった。もちろん勤労者は手が出ないという状況になつていい。それから、もう言わざるがなすけれども、大変なローン地獄、社会問題にもなるような状態であります。それから住宅の着工件数、これも大幅な落ち込みがあります。その一方で、賃貸の空き家に対する募集は物すごく殺到している。これは公団総裁よく知つておられるところだと思ふのですけれども、場所によりますと六千倍といいます。

うような倍率を数える場合さえあるわけです。これは何か。私は率直に言いますけれども、これは政府の持ち家主義の破綻じゃないか。いま労働者が本当に求めているものというものは、なるほど質の問題もあります。それは当然であります。しかしもつとたくさんの量の問題、しかも賃貸の住宅でなければ手が出ない、これも本当のところじゃないのかと私は思うのです。そういう点から言うと、四期五計で公共住宅は、三期五計に比べてもいま大臣言われましたけれどもずいぶん減っているわけですよ、率直に申して。公営住宅で十三万五千戸減っていますね。公団住宅で十一万戸減っている。これについて大臣はどう考えるのか。つまり今度新しく新公団法をつくられましたが、第一条、「勤労者のために」、これは消えてなくなっているということとの関係で、私考えると、この新しい公団は住宅の方から、全面撤退じゃないかもしれませんけれどもだんだん撤退していくんじやないのかという危惧の念を消すことができないわけです。三期五計よりも四期五計の方がずっと減っているじゃありませんか。大臣、これはどうなんですか。

いりたいということを考えておるわけであります。

先ほど先生、再開発の問題で非常に識見のある御指摘をいただいて、大変ありがとうございますが、たとえば木賃住

宅の問題あるいは市街地再開発の問題、そうしたことを総合して、何とか都会における賃貸住宅の問題は解決する一つの要素になるであろうと思います。そうしたことの総合的にやつてまいります。

であります、午前中も御指摘がありましたけれども、表現の違いはあっても、内容的にはいささかも困つておられる方々への住宅配慮には欠くるものはありませんということをはつきり申し上げたわけで、せつかく御理解のほどをお願いを申し上げる次第でございます。

○中島(武)委員 二百七十万戸のストック、こう言われる。しかし、最低居住水準にも満たないものも全部數えられてのこれは二百七十戸なんですね。私は質をよくするということについて何も否定的な見解を述べているではありません。質はよくしなければならぬですよ。これは後でもちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、しかし、同時に量の上だって満たしていないじゃないですか。最低居住水準にも満たないもの、そういうものも全部數え上げて、絶対数はもう足りたんだ、この認識で進んでよろしいのかということですよ。私はこれは本気に、そういう大臣首を振つていらっしゃるからそういうのなんだ、こういう御意見なんでしょう。それだから閣議決定、四期五計、これはもうやり直ししよう、よしもう一遍やり直して、ちゃんと労働者が望むような賃貸も大いにつくる、それくらいの気持ちはありますか。

○齊藤国務大臣 そういうことを含めての上の四期五計でございまして、ひとつ誤解のないようにお願いをいたします。私たちあくまでも居住水準も上げ、そうした良環境のもとでりっぱな住宅に住んでもらうという計画設定につきましては少しも変わらないということをはっきり申し上げ

る次第でございます。

〔村岡委員長代理退席、委員長着席〕

○中島(武)委員 しかし、一言言つておきますけれども、大臣、そういうふうに答弁してください。でも、じやねはどうするんだ、この問題はやはり疑惑は解消しないと思うのですよ。そこは本当にしつかりしてもらわなければ困ると思うのです。

それじゃ、大臣の強調される質の問題について私、お尋ねします。

さつきも私、再開発の住宅だと都心、副都心におけるものだとか、その他のことについて聞きましたけれども、相當な家賃になる。これを抑えるという意思がおありかどうか、また、おありだ

とするならば、どういう方法によつてこの家賃を抑えるか、この問題について伺いたいと思いま

す。

○豊蔵政府委員 住宅公団の建設いたします賃貸住宅につきましては、最近の地価の上昇、建築費の値上がり等、また、一方は住宅の質の向上を図るための規模の拡大、設備の改善等を図つていておりますので、その原価は年々高額化の傾向にあります。このように現状にかんがみまして、私も從来から國から國の利子補給金等によります金利負担の軽減、特に面開発、再開発等の住宅につきましては四・五%程度まで金利負担を軽減するという措置をとっておりますし、また、傾斜賃制度の採用あるいは住宅地関連公共施設の整備促進事業制度の活用と、またその拡充、それから特定住宅市街地総合整備促進事業制度等の活用に努めてまいりましたが、今後とも、新公团になりましてこのよう

な方法があらうかと思ひます。これは一つは集会所等の整備等も図つておりますが、そういうものを整備する中で、ただいま先生御指摘のようないろいろな御提案等も検討してまいりたいと思ひますし、また、将来につきましては、居住していらっしゃる方々との御相談の中で既存住宅の質の改善を図るためにの改革といふこともあり得るであろう。また、現在テラスハウス等につきましては同意をいただきながら増築をしておるところでありますので、こういったような方法等も拡充してみたいと考えております。

また、高齢者の方々がお住まいになつておりますような住宅で子供さんと御一緒に住むというよ

うなことにつきましては、住宅公団の方でもいわゆるペア住宅といふようなことで二戸貸し等も運

用しておるところでござりますので、今後実際に応して対処してまいりたいと思ひます。

それから、最後に促進事業費の関係でございま

できる。私は、これから住宅に對して、本当に勤労者に大臣が言つておるよう住んでもらおうというのであるならば、これぐらいの措置はどるべきじゃないか、これについて政府はどういうふうに考えられるか、これが一つです。

それからもう一つは、これから新設の団地だけじゃなくて、既設の団地についてやはり同じよ

うに質の改善ということを図つていく必要があると思うのです。そういう点で私が聞きたいのは、

せつからく団地に入つてもなかなか狭くて、そして親戚から人が出てきても泊まつていてくれと言

うこともできない。そういう狹さを解消しなきや

いけない。ぼくは場所によつては宿泊施設なんか

もちろんと用意をするというようなことが公団と

して必要なんじやないかというふうに思うので

す。こういう点についてはどう考えられるか。

それから古い団地になりますと大変高齢化して、

団地がだんだん、こんな言葉使つてはなんです

けれども、スラム化していくという方向が出てく

るのです。ですから、私は六十五歳なら六十歳

を過ぎて、なおかつ若い夫婦がいるというような

ところには二戸貸しをして、ステップの冷めない距

離でそれこそ一緒に食事ができるとか、そういう

ことも考慮に入れなきやならないのじゃないだろ

うか、あるいはまた、さつき促進事業費の問題も

言いましたけれども、これも建設省関係だけじゃ

ないですか、いまやついているのは、学校とか保育

園とか幼稚園とかというような文部省や厚生省関

係のところには出されていないのですよね。やは

りそういうところに対象を拡大していく必要があ

るのではないか。あるいはまた、こういうことの

何らの恩恵も受けないために、非常に高い家賃に

入らなきやいけないという団地が今日なおかつ残

っているのですね。そういうところに対しても

こは遡及適用というのか、あるいはまた遡及適用

じやないにしても何らかの方法でもっと手段を講

じるといふことが必要なんじやないで、しょうか

ね。それについて、私は、さつき大臣が答弁し

ておられるような観点から言つたらば、新設、既

設を問わず、これくらいのことはやるべきなんじやないのかということを考えます。その点について

お尋ねを求めて、私、質問を終わりにしようと思

います。

○豊蔵政府委員 お答えいたします。

まず第一点の利子補給でございますが、御案内

のとおり現在5%を基準といたしまして、特別な

ものにつきましては四・五%の利子になるよう

利子補給を行つております。もちろんこの点につきましては、國の出

資を行うことによりまして土地の保有期間中にお

ける金利をゼロとすることにするように運用いた

しております。もちろんこの点につきましては、

地総合整備促進事業制度におきましては、國の出

資を行ふことによりまして土地の保有期間中にお

ける金利をゼロとすることにするように運用いた

しております。もちろんこの点につきましては、

今後私どもさらに検討していく必要があるかと

思いますが、現段階では國の財政状況等も考えま

すと、この運用をもつていい住宅を適正な家賃で

供給するように努めていきたいと思っておりま

す。

また、既存住宅の改善につきまして、いろいろ

な方法があらうかと思ひます。これは一つは集会

所等の整備等も図つておりますが、そういうも

のを整備する中で、ただいま先生御指摘のよう

いろいろな御提案等も検討してまいりたいと思ひ

ますし、また、将来につきましては、居住してい

らっしゃる方々との御相談の中で既存住宅の質の

改善を図るための改築といふこともあります。

また、現在テラスハウス等につきましては同

意をいただきながら増築をしておるところであ

りますので、こういったような方法等も拡充してみ

たいと考えております。

また、高齢者の方々がお住まいになつております

ような住宅で子供さんと御一緒に住むというよ

うなことにつきましては、住宅公団の方でもいわ

ゆるペア住宅といふようなことで二戸貸し等も運

用しておるところでござりますので、今後実態に

即応して対処してまいりたいと思ひます。

それから、最後に促進事業費の関係でございま

すが、御指摘のとおり現在の促進事業費につきま

しては、いわゆる公益事業、すなわち学校、幼稚

園等の施設につきましては対象となつておりますが、文部省関係の方でも御予算を準備していただいておりますし、必要なところにつきましては的確に補助していただくよう運用しておりますところでございますし、また必要に応じまして国土庁の調整費等の活用の道もあるうかと思われます。現在、促進事業費につきましては私どもの方で所管しておりますのですから、建設省所管事業ということに限られておりますが、いま申しましたような各省の御協力もいただきまして、住宅団地あるいは宅地開発等におきます関連公共公益施設の整備については、なるべく國の方でめんどうを見ていて、少しでもその開発コストの引き下げにつながり、また事業の促進にも資するよう図つてまいりたいと思っております。

○齊藤国務大臣 いまそれぞれの御質問につきましては住宅局長からお答えいたとおりであります。先生の本日の御指摘の面につきましては十分分配慮して対処してまいる所存でございます。

○中島(武)委員 終わります。

○稻村委員長 柿澤弘治君。

○柿澤委員 住宅・都市整備公団法の審議に関連して質疑をいたしたいと思います。

今回、住宅公団と宅地開発公団の統合が行われて、その目的の中に都市整備というものが含まれたことについては、私どもは大きな前進だというふうに考えております。その点は率直に評価をしたいというふうに考えておりますが、ただ、この公団の事業の中では都市整備の事業というものがどのくらいのウエートを占めてくるのか、その辺についていささか危惧の念がないわけではない。その辺を中心にお伺いをしたいと思っているわけでございます。

狭、高という、ある意味では時代のニーズにマッチしない住宅を建てる以外はない。その意味では、住宅問題が都市整備という観点の中で、その一環としてとらえられなければ今後事業が進まないといふいう時代になつてきているというふうに私どもは認識をしているわけでござりますが、その点についてのまず大臣の御意見を伺いたいと思います。

○齊藤國務大臣　先生の御意見に全く同感でござります。これからの方策といふものは、もちろん住宅は柱であるらと思ひますけれども、そろそろした総合的なプランの上に方策を立てていくものと考えております。

市整備といふべき都市の中での住宅施設の側面という事業に大いに私たちも期待をするわけですけれども、それでは具体的に新公団として都市整備にどういう手法で取り組もうとしているのか、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○丹本政房委員 住宅公園は、たゞ今まで御存知のよう市街地の再開発に関する事業も住宅供給の手法の一つとしてやつてまいりました。しかしながら、先生御指摘のように、現時点ではなかなか住宅サイドからのアプローチだけでは十分な部行整備、部行文書の充実を期して、

者市整備者市改修の役目を果たしかつて、ことから、新しく今度新公団に機能を付与していくただくことを考えております。

ておりましたものに、住宅公園の供給する住宅の需要
設あるいは宅地開発、これに関連する限りにおいておいて
てそれらの事業を施行できるという形になつてお
りましたのを、今回ももちろんそれも引き継ぎます

が、それに加えまして、新たに住宅、宅地の供給と関係がなく、大都市、都市の再開発、都市機能の回復、改善、このような見地から行う再開発事業であるいは区画整理事業についても、同様に新公団の施行権限の対象にさせていただくという手法をもちまして、御指摘のような都市整備、再開発事業

に邁進をいたしてまいりたい、かように考えてお

るところでございます。
○柿澤委員 住宅建設に関係のない都市機能の向上等に関する再開発というお話がありましたけれども、その場合、都市機能というのはどういう意味でお使いになつていらっしゃるわけですか。重要なポイントから順に挙げていただきたいと思うのです。

○升本政府委員 重要な順序からお話しやられると、私は必ずと、私ちょっとと確信を持ちかねますが、いわゆる都市機能ということの中に包摂して私ども考えておりますのは、円滑な交通の維持、それから同じようなことになるかもしませんが、業務活

動が順調に行われるような機能、それから居住環境の整備改善、居住環境の維持、それから防災構造化といいますか、防災機能、おおむねそのようなところが大きな要素かと思っております。

と申し上げた理由は、いまのお答えの中にも私ども若干疑問を感じるわけですが、交通、業務活動、居住環境、そして四番目が防災だ。これは重要な順序ではないとおっしゃるかもしれませんけれども、頭の中にある順に挙げていくと、いまの建設

省のお考えでは自動的にこうなるのです。実は、いま中島委員のお話を聞いておりまして、防災の重要性というのを取り上げておられました。この点ではまさにイデオロギーの差はないということを私どもつくづく感じたのですけれども、いまの順

序は逆にすべきではないでしょうか。
○齊藤国務大臣 そういう質問をいたぐることは
大変ありがたいことであります。住宅・都市整備
公団の意味合いといふものは、そうしたもつと深
い、幅の広い目的もあるわけであります。住宅主

導型で住宅が前面に出ておりますけれども、何としても特に東京の都民の方々を災害から救つて差し上げたいというのが私の念願であります。

したこと、したがって、建設省を擧げて防災対策の都市計画を含めて住宅問題に取り組んでおるわけで、そういう面から言いますれば、まさに先生御指摘のように、防災というものをまず擧ぐべきものであろうかと思います。しかし、大きい意味で住宅政策というものが非常に関心のある問題でござりますので、つい住宅・都市整備公団といふうに住宅が先になつたわけではあります、意味合いとしてはいささかもどちらがということではなくて、しかしやはり安心をして住める防災都市でなければいかにこなつた住宅を建てても皆さんが平和で快適な生活ができるわけで、御指摘については大変敬意を表します。

○柿澤委員 建設大臣が東京都民の命を救つてくださるということで救世主のように思いますが、それも、それは防災についての都民の認識が低いのではなくて、やはり担当の省庁の中でその点についての認識が今まで低かつたということではないかと思うのですね。ですから、それを都民の認識の低さというふうにおっしゃられると、私もども、これを幾ら口を酸っぱくして言つても、建設行政の中での防災のウエートというものはなかなか上がつてこない。いまお話をありましたけれども、交通というものはもちろん通勤の交通もありますけれども、道路交通その他業務交通というものが非常に大きなウエートを占めている。その次は業務活動だ。三番目に居住というのが出てくるための、一つの基盤整備公団になつてしまつとう懸念をいろいろな方が表明をされているのも、お考えになつていてるのじやないか。その点で、住宅・都市整備公団がいわば産業活動を円滑化するための、一つの基盤整備公団になつてしまつとう。その点は全くそうではないといふうに建設省の事務当局の方もおっしゃつていただけるのかどうか、その辺を重ねてお伺いをしておきます。

○升本政府委員 住宅公団の業務はそのまま新公団の業務内容になるわけでございまして、名称も住宅・都市整備公団ということになりますから、從来からの住宅公団の使命はそのまま引き継ぐわけでございまして、それに加えて、都市整備という要請から新たな業務を実施をさせていただくということでございますので、從来の使命に加えて新たな業務を行う機関が設立されると、いうふうに御理解をいただきたいと思っております。

○柿澤委員 私の質問に答えていないですね。そこの新たな事業の都市整備の目的は何か、主たるねらいは何かという意味で先ほど四つお聞きしたわけで、その重要性をどうお考えになるかという点を聞いているわけです。

○升本政府委員 私が先ほど都市機能の内容の御説明を申し上げましたのは、全くその重要度という観点を除外をいたしておりまして、都市機能には非常に複合的な要素があるものであろう、その場合に、私として余り御説明になじみにくいものを事前に御説明を申し上げたという結果がそのような順序になつたものと御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○柿澤委員 それでは、整備の緊急性という意味ではどうですか。

○升本政府委員 一概に、直ちにどの事業が最も緊急を要するかというのはむずかしい判断であろうと思います。しかしながら、現時点におきましては大都市あるいは特定の地域について地震その他の災害の危険性が迫っているというのが一般的な認識かと思います。それに対応するべき施策あるいは事業ということが緊急性が高いものという理解をしております。

○柿澤委員 防災についての緊急性が高いといふ御答弁がありましたから、その辺をこれから公団の業務を配分をする場合もしくは事業計画を立てる場合に、いまの都市局長のお話をぜひ一つの基準といふか、指針として実行していただきたいと、いうふうにお願いをしておくわけでございます。この目的の中に、「都市地域において健康で文

化的な生活を営むに足りる良好な居住性能及び居住環境」とありますけれども、「健康で文化的」とかいう美辞麗句の前に、先ほど建設大臣がおっしゃいましたように、やはり生命と財産の安全を守る、これが何より優先されなければならない課題であろうと思うわけです。政府の責任は、「健康で文化的な生活」を国民に保障する以前に、まず安全を保障する、この点が夜警国家以来の最低限の責任であろう。その点について、防災の問題と、いうものを都市政策の中で重視をする対応をせひとつていただきたいと考えております。

そういう意味でこれから事業の内容をお伺いで現在検討の対象になる、公団がまず最初に手がけた計画を立てておられるところはどういうところでしょうか。

○升本政府委員 ただいまのおたどしの再開発事業を、従来からの住宅供給に関連するもの以外の、新しく都市機能更新のために行うべき再開発事業というふうに受け取らせていただきますと、これは十月一日発足を予定されている段階でござりますので、今年度において具体的な事業に手をつけるという段階までは考えておりません。今年度は発足初年度でございますので、調査の段階としてはどうです。

○升本政府委員 一概に、直ちにどの事業が最も緊急を要するかといふのはむずかしい判断であると思います。しかしながら、現時点におきまし

ては大都市あるいは特定の地域について地震その他の災害の危険性が迫っているというのが一般的な認識かと思います。それに対応するべき施策あるいは事業ということが緊急性が高いものといふ理解をしております。

○柿澤委員 防災についての緊急性が高いといふ御答弁がありましたが、その辺をこれから公団

ざいます。

○柿澤委員 その辺は先ほど私どもが力説をし、局長も緊急度という意味でお認めになつた防災と

とかいう美辞麗句の前に、先ほど建設大臣がおっしゃいましたように、やはり生命と財産の安全を守る、これが何より優先されなければならない課題であるうと思ふわけです。政府の責任は、「健

康で文化的な生活」を国民に保障する以前に、ま

ず安全を保障する、この点が夜警国家以来の最低

限の責任であろう。その点について、防災の問題

と、どうもそうではないような気がするわけで

す。確かに新宿の副都心でビルが林立しているわ

きにパラックが並んでいる、かつこうは悪いかも

りません。だからそれを再開発する。しかも地

価が高いですから再開発のメリットはある。しか

し、それはいわば顔の中にあるほくろを見る美容

整形みたいなものだ。そうではなくて、さっき私

が申し上げましたように、現在の大都市の、たと

えば東京で言えば、大地震が来たときに命の危険

を冒さなければならぬというような非常に危険

な木造密集地域をどうやって解消していくか、そ

ういう意味では病根はまさにそこにあるわけで

す。それに切開手術をするための公団であるなら

名医であり、外科医であると思うのですけれど

も、ほくろを取つて美容整形をしようといふん

ら十仁病院で結構なんで、新たな公団などつくる

必要はない、そういうふうに思うわけです。そ

の重要度の認識をもう一回確かめておきたいと

思います。

○升本政府委員 御承知のとおり、たとえば東京

の江東地区で申しますと、これは東京都がかなり

前から六拠点構想によつて調査を重ね、事業も実

施をしつつある段階でございます。あるいは東京

の都心の数カ所につきましても東京都独自でか

なりの調査が進んでいる地区もございます。

したが

ましても、その数カ所の中に商業業務地域の再開発

だけではなくて、不良密集住宅地域の再開発計画の

調査も地点として含めていただけの、そういうふ

うに考えてよろしくございますか。

○救仁郷参考人 従来の住宅型再開発と申します

か、そういうたれ開発の調査費も二億円ございま

すし、先生御指摘のように、今度の二億円につき

ましては業務型しか使わないんだということにな

くて、臨機応変に、必要に応じて使ってまいりた

いと考へております。

○柿澤委員 私がくじくじ申しますのは、公団が

すとかいうようなところを考えているところで

この目的の中に、「都市地域において健康で文

ざいます。

○柿澤委員 調査の段階と、いうことですけれども、私も伺つたところでは、たとえば新宿の副都心わきの密集地帯の再開発とか立川とかいうよ

うな腹案といいますか、一応の計画、予定のよう

なものがあるようですが、それではおありに

なるわけでしょう。

○升本政府委員 調査の対象個所として一応私ど

もが現時点で考へておりますのは、おたどしのよ

うに、たとえば立川の市街地の一部でございます

とか、あるいは川崎市の市街地の一部でございま

すとかいうようなところを考えているところで

この目的の中に、「都市地域において健康で文

ざいます。

○柿澤委員 私がくじくじ申しますのは、公団が

すとかいうようなところを考えているところで

この目的の中に、「都市地域において健康で文

ざいます。

<p

市街地再開発の目的があくまで商業業務拠点、今までの駅前再開発的なものに傾斜していくてしまうということであると、われわれが期待した都市再開発の目的からどんどんずれていってしまう。もちろん工事着工の難易度から言いますと駅前再開発型が容易であり、そして経済的なメリットが大きい。しかし経済的なメリットを追求して都市再開発をする時代はありますか、メリットが大きい。しかし経済的な意味では終わって、むしろ良好なといいますか、安全な居住環境を都市住民に提供するという方にウエートを置いていただく、これが公団の業務目的として絶対に必要条件だと考えておりますので、その点を強調しているわけでございます。初年度といえども何とかそういう趣旨の調査地點を御選定いただきたい、この機会に、どことは言いませんけれどもお願いをしておきたいと思うのです。それによって、着工はなかなかむずかしいとしても、再開発のモデルをそういう地域の人たちにたとえ示していく。先ほどからお話を出ておりました、従来から手がけている木場の特定住戸の空閑地があっての事業ですから、これは順調に進んでいくでしょう。しかしその先にある問題点は、たとえば同じ下町であつても墨田区の向島地区のような本当に狭い道路の中に木造住宅が密集している、こういうところをどうやって改良していくか、そこが都市再開発の最大のポイントだと思います。ですから、むずかしいことは重々承知しておりますけれども、えてそういうむずかしい問題に調査でも取り組んで、こうなればよくなりますよ、それに對して国は、公団はこういうお手伝いができるんですよということを地域住民にモデルとして示していく、計画として示していく、それによって説得をし、ある意味ではその地域の方々の、今までの小さな地権にしがみついている考え方のものを何とかして改めて、ただくことが必要ではないかと思うのです。そういう点でも新公団の再開発にかけるある意味での教育効果といいますか、教育という言葉を使ふと

地域の住民の方にはおこがましいかもしれませんけれども、教育効果という面もぜひ重視して、活動をそちらの方へ向けていただきたいとお願ひをしておきたいと思います。

それから、いまお話をありました木場の問題ですけれども、防災拠点づくりということで都市公園の整備事業等をやっておりますけれども、どうもいままでのテンポではなかなか完成までに時間がかかるのじゃないかということ、地域の皆さんも非常に不安に感じているわけですから、この辺について、さらに事業を促進するために新公団が何らかの積極的な役割りを果たせないか、その点についてはいかがでしよう。

○升本政府委員 木場につきましては、先生御承知のとおり特定モデル事業を実施中でございます。このような事業主体として住宅公団がかわってまいったわけでございます。新公団が引き続きかかわることにならうかと思ひます。

それから、その周辺の地区の整備につきましては、これは再開発事業という単独の事業をもつて必ずしも全部実施する必要はないわけでございまして、広義の再開発事業に当たるような諸事業を併合しながら行っていくということで目的を達成得るものと考えておりますので、そのようなこれに類似の事業、たとえば不燃化促進事業のようなものによつて権利者の御同意、御協力を得ながら進めるというようなことを総合的施策として再開発を考えております。これから計画の策定の方によりまして新公団がかかる部分がかなり出てまいらうかというふうに考えておる次第でございます。

○柿澤委員 時間の制約もありますので、公団には直接関係ありませんけれども、宅地供給といいますか、住宅問題の一環として二つほどお聞きをしたいと思います。

一つは、最近新聞等でも報じられておりますけれども、宅地の値上がりといふものは宅地供給の不足によるんだという意見があるけれども、必ずしもそうではない、全国でも土地区画整理事業を

やりながら、それが宅地として販売をされずに所有者の手元に眠っているもの非常に多いということが建設省の最近の調査でも判明をしたと言われております。三十六年から四十九年度中に東京圏で認可した区画整理事業二万九千ヘクタールについて調査したところ、住宅が建つていたのは一萬一千ヘクタールだ、まだ完成していないものや公共用地を除いても七千ヘクタールが完全に遊んでいる。そして建設省の宅地需給長期見通しで、五十六年度から六十年度にかけて東京圏で必要量とするのは一万五千ヘクタール、不足額が千四百ヘクタールということになつていてるわけです。七千ヘクタールが遊んでるということになると、千四百ヘクタールの不足額を大幅に上回る数倍の土地が、区画整理事業をされながら販売をされずに値上がりを待つて遊んでるという状態、これは一体どういうことなんだろうか。区画整理事業に関しては国費がかなりの割合で投入をされていく。その国費が有効に使われずに、ある意味では土地の値上がり益を待つ地主の皆さんに対するサビ(レ)スになつちやつてることで、本来の目的を果たしているんだろうかという疑問が出てくるわけですが、その辺についての実態と、もしそりであれば何らかの改善策はないのか、その点についての建設省の対応策をお聞きしたいと思います。

は国費も投入し、あるいは公共団体の費用も入つておりますけれども、それと同時に、御承知のとおりに区画整理事業は基本的には各地主さんが減歩負担をして、それで市街地を整備していくということでございますので、いわば相乗り的な性格を持つた事業ではないかと私ども考えております。このような性格上、この事業を実施してでき上がった宅地を、さあそれでは何年後に必ず供給しなければならないという義務づけをするというようなことは、ただいまの事業の性格からいってちよつと無理ではなかろうか。また反面、私どもとしては区画整理事業によって市街地が形成されることが何より大事であるういうふうに現時点では考えております。したがいまして、そのようなことも土地権利者に対する一つのインセンティブというようなこともござりますし、直ちに区画整理事業について、そのでき上がりの宅地利用の強制ということはむずかしいのではないかというのが私どもの現状の考え方でございます。

しかしながら、この住宅、宅地状況下において、そのまままで済ましておくということは適切ではないというのは御指摘のとおりでございます。私どもは、区画整理事業済み地についてはできるだけ早期の宅地化、土地利用が進展いたしますよう、諸般の誘導策をやはり考えていかなければいけないのではないか。一番基本的には宅地の造成だけではなくて、やはり公益的あるいは利便施設的なものの誘致といふもの、それから保留地の処分に当たつて住宅を早く建てる、建築物を早く建てるというような誘導策、このようなことが必要であろうかと思います。また、必要に応じまして権利者に対して税制あるいは低利融資等の助成策についての情報を提供する、あるいは建築計画についての御相談に応じるというような、積極的努力を地方公共団体に現在お願いをしている段階でございます。

の調査でも、三十六年から四十九年に実施したもの
のうち七千ヘクタールが眠っているということです
から、四分の一が眠っている。しかも三十六年の
一番最初に実施したものが残っているとすれば三
十年、四十九年から見ても十年近く眠っているわけ
で、その辺がやはり三年とか五年とかいうことな
らある程度納得するでしょうけれども、納税者の立
場から見てもこれは納得できないんじゃないかな
と思うのですね。すぐに、できたら翌年売りなさい
といふことは無理だととも、その点についての
ある程度の常識的な限界というものがやはりあ
つていいんじやないか。市街地をつくるのが目的的
だとおっしゃいますけれども、市街地的な道路が
できても、区画ができる家が建たなければ市街
地にならないのですね。家のない市街地なんと
うのはあり得ないですから、そういう点でや
はり利用の促進が区画整理事業をこれ以上実施す
る前提条件じゃないか。それでなければ国民の税
金のむだ遣いと言われても仕方がない面があると
思うのです。その点はぜひ具体的な改善をお願い
をしたいと思います。

宅地との課税の公平、あるいはまた調整区域にあります農地がほとんど宅地化できないわけでござりますから、それらとの間の公平を図る見地から、ぜひ実効のある実施を図つてまいりたいと考えて、いま鋭意検討いたしておりますような状況でございます。

○柿澤委員 銳意検討ということですけれども、もう少し具体的に、いつごろまでに検討は終わるのですか。

して住民に密着した活動をしていく中小金融機関の役割りというのは、これからますます大きくなると思うのですけれども、その点で、中小金融機関の一部を排除しているようでは、住民密着型地域密着型の住宅公団とは言えないというふうに思うのです。それについては、昨年、住宅公団側でも信用金庫を対象機関に原則としてしましようということで態度は決定されたようですがれども、実際に審査をする段階になつていろいろ基準を設けて、近くに既存の金融機関があつたらダメだとかいうようなことで、なかなか対象金融機関が選定されない。業界の中では、これはどうもペーパーサービス、リップサービスだけではないかという心配も出でてきているわけですけれども、その点については、方針を決められた以上、できるだけ早急に信用金庫その他にも収納の窓口としての役割りを与えるように何とか努力をしていただきたいというふうに思うわけです。私も、この点については東京都の住宅供給公社の取り扱いを調べてみたのですけれども、住宅供給公社について全信用金庫について窓口を開放しております。

納家賃については特定の銀行店舗を定めてそこで支払っていただくなつておられます。これが現状であります。

それからもう一つ、宅地並み課税でなければどうも、これについては私ども宅地並み課税をぜひひるべきだ、C農地についても骨抜きにしないでやつてほしいということを考えておりますが、建設省のいまの取り組方をぜひお伺いをしたい。

○宮繁政府委員 市街化区域内の農地につきましては、私どもはやはり社会や文化や経済の發展に即応して土地の利用の転換が図られていかなければならぬと考へております。そういう意味では、できるだけ社会的摩擦を少なく、スムーズに都市的な土地利用に転換できる方策を、いろいろな手立てを実施していく必要があると思いますが、その中でもいま御指摘の市街化区域の農地に対する課税の適正化につきましては、特に宅地供給の逼迫いたしております大都市地域の市街化区域については、一つは土地の有効利用を促進する見地から、もう一つは課税の公平を図るという見地から、これは同じ市街化区域の中にあります

て農地としての譲り受けをすることも、私どもも合理性があると思いますので、その点については条件をつけていただいても結構ですけれども、それ以外のものについては実施の方向でぜひ御検討いただきたい。お願いをしておきます。

それから、現在の住宅公団の入居者に対する家賃の収納の問題について、私どもも外部からいろいろと意見を聞いておりますので、その点についての公団の対応方針をお伺いをして、最後の質問にいたしたいと思います。

家賃の収納については、現在、住宅公団では特定の金融機関だけに家賃の収納を認めておりまして、その範囲はかなり限られております。従来より少しずつ広がっておりますけれども、都市銀行、地方銀行、相互銀行までが対象になつておりますし、信用金庫その他の中小金融機関は完全に排除をされている。私、これは一つの大きな問題だらうと思います。地域の中でも、地域金融機関と

そういう意味では、住宅供給公社でできてなぜ住宅公団でできないのか、この辺は説得的な説明というのではないのではないかと思うのですけれども、その点について今後の御方針を伺いたい。

○久保田参考人 お答えいたします。

先生ただいまお話をありましたように、公団では家賃等の収納業務につきまして、都市銀行、地方銀行及び相互銀行等に委託を行つてまいりましたが、昨年の十月に内部規定を改定して、制度上信用金庫にも家賃の収納業務を委託できることにいたしまして、目下個別団地について委託先の検討を鋭意行つております。なお、現在七十七の銀行に取り扱いを委託しており、原則としてこれら銀行のいずれにおいても家賃等の取り扱いができることになつております。したがつて、近辺に公団が委託している銀行が所在している場合に、は、これらいずれの銀行においても家賃の取り扱いができることがあります。その場合、しかし滞

かない。その点で言いますと、利ともはあくまでも一団地について近くに最低二店舗以上のものが収納窓口としてあるというのがある意味では望ましい状態なのではないか。

納家賃については特定の銀行店舗を定めてそこで支払っていただくことになつております。これが

現状であります。
そこで、先生のいまの御指摘の点についての御
答弁になりますが、公団といたしましてはこれら
の現状を踏まえて、結局は公団入居者へのサービ
スということが非常に大事でございますので、そ
のサービスの観点から、必要に応じ信用金庫を含
めまして家賃等の取り扱い銀行等を追加すること

かるとは思えない。これはN H Kでも電話料金でもガス料金でもみんなやっているわけです。国の税金でも東京都の公金収納でも、みんな末端の中金融機関まで全部開放しているわけですから、住宅公団だけがそれによつて過大な負担をこうむるということはないというふうに思つておるわけでございますので、その点、民間の金融機関の競争条件を公団のそういう窓口選定でやがめる、しかも一つあればいいじゃないかということで独占的な権能を付与することは、あくまでも原則として避けるべきだというふうに考えますけれども、その点について、建設大臣、建設省の御意見を伺つて、その方向で指導していただくことを願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思いますが、いかがでしようか。

○豊賀政府委員 お答えいたします。

ただいま住宅公団の担当理事から御説明申し上げましたが、日本住宅公団におきましては信用金庫を対象とする方向で現実にやつておりますし、また七十を超える委託の金融機関があるそうでございまして、これらの金融機関についてはいずれを利用いただいてもいいということございます。ただ、滞納の場合だけが集計等の業務の問題がありまして、特定の銀行を指定しているようですがございますが、ただいま先生の御指摘がありましたよな点につきまして、さらに公団とよく相談し、適切な指導をしてまいりたいと思っております。

○柿澤委員 大臣、いかがですか。

○斎藤国務大臣 具体的なことにつきましてはいま住宅局長からお答えがあつたとおりでございまして、こうしたことは入つておられる方々の便利さというものをまず重点にして対応しなければならない問題ではなかろうか、このように考へるわけでござります。

それから、先ほど来先生から御指摘がございました都市の防災と住宅の問題、一番モデル地域として白髪がござります。二十四万の方々が住まいとともに防災面で、いま東京都が事業主体でやつておるわけで、木場の問題、亀戸、大島、小松川、

両国、いろいろとござります。一挙両得と言つても語弊があるかもしれませんけれども、住宅を解消しながら防災、防災を解決しながら、不燃化しないながら防災、防災を解決するという大きな問題があるわけで、私たちは、せつかく新しい公団ができる、「都市整備」、その上に「住宅」という名前がついておりますが、そうした観点から特に過密都市の問題を解決したいと思っておるわけであります。ですが、都民の方々もまた自分たちの環境整備、人命と財産を守る上からも、せつかくひとつ御理解をいただいて御協力を賜りますように、先ほど来て、いろいろと御指摘いただきましてありがとうございます。

○柿澤委員 よろしくお願ひいたします。

政府としては、このような影響に対処するため、本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業の再編成、当該事業を営む者に対する助成及び離職者の再就職の促進等に関する特別措置を講ずることにより、当該一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ることとした次第であります。

以上が、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

が、次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、運輸大臣は、本州四国連絡橋供用後の一般旅客定期航路事業等の再編成についての基本方針を定めるとともに、架橋ごとに影響を受ける航路を指定するものとし、当該指定された航路で一般旅客定期航路事業等を営む者が事業規模の縮小等を行おうとするときは、実施計画を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものといたしております。

第二に、本州四国連絡橋公団は、認定を受けた実施計画に従つて事業規模の縮小等を行つた者に對し、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を交付することができるものとともに、本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見込まれる労働者の退職金の支払いに係る資金の確保を図るために、事業主と退職金支払い確保契約を締結し、これに関する業務を行うことができるものといたしております。

第三に、海運局長または公共職業安定所長は、認定を受けた実施計画にのつとて離職した者であつて、一定の要件に該当すると認定した者に対して、求職手帳を発給し、就職指導等を行うとともに、当該手帳所持者がその有する能力に適合する職業につくことを容易にし及び促進するため、本州四国連絡橋の建設により、本州一四国間の交通輸送が円滑化され、関連地域における生活利便の増大と経済発展が図られることとなります。

また、手帳所持者である雇用保険の受給資格者が、一方、これに伴いこの地域の交通輸送に重要な役割りを果たしております一般旅客定期航路事業等については相当の影響を受けることが予想されるわけであります。

また、船員保険の失業保険金の支給を受けることができる者であつて、一定の要件に該当すると認めるものに対して、保険の延長給付を行うことが

できるものといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でありますが、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

ただいま法律案の提案理由等を御説明申し上げましたが、この法律案が対象としている一般旅客定期航路事業等とは別に、本州四国連絡橋の建設が港湾運送関係等の雇用に及ぼす影響についての問題があります。

この問題につきましては、先般、港湾運送事業者の事業の実態によっては雇用に対する影響が予測されるという港湾労働調査委員会の中間報告が出され、これに基づき、必要に応じ立法措置を含め、その対策のあり方を関係者間で協議することとしているところでありますので、本法律案の説明に際して一言申し添える次第であります。

○稲村委員長 以上で趣旨の説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

●稲村委員長 以上で趣旨の説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

附則 第一章 総則

(目的)

この法律は、本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業の再編成、当該事業を営む者に対する助成及び離職者の再就職の促進等に関する特別措置を講ずることにより、当該一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 本州四国連絡橋 本州四国連絡橋公団(以下「公団」という。)が建設する本州と四国を連絡する一般国道又は鉄道施設の全部又は一部をいう。

二 一般旅客定期航路事業 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業(同法第四十二条第一項、第四十二条の三及び第四十三条の規定により同法の適用を受けないものを除く。)をいう。

三 関連事業 一般旅客定期航路事業に係る業務で運輸省令・労働省令で定めるものにつき、当該事業を営む者から委託を受けて行う事業をいう。

四 規模縮小等航路 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)を余儀なくされるおそれがある一般旅客定期航路事業に係る航路をいう。

五 規模拡大等航路 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模若しくは事業活動の拡大又は事業の開始が見込まれる一般旅客定期航路事業に係る航路をいう。

六 一般旅客定期航路事業等離職者 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模の縮小等を余儀なくされた一般旅客定期航路事業を営む者又

はその関連事業を営む者に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業してお

り、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

第三条 運輸大臣は、本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路における円滑な輸送を確保し、並びに一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る影響の軽減を図るため、本州四国連絡橋の供用後の規模縮小等航路及び規模拡大等航路における一般旅客定期航路事業及びその関連事業の再編成についての基本方針(以下「再編成基本方針」という。)を定めなければならぬ。

第三条 運輸大臣は、本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路における円滑な輸送を確保し、並びに一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る影響の軽減を図るため、本州四国連絡橋の供用後の規模縮小等航路及び規模拡大等航路における一般旅客定期航路事業及びその関連事業の再編成についての基本方針(以下「再編成基本方針」という。)を定めなければならない。

第三条 運輸大臣は、本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路について、当該供用が開始されるとする一般国道又は鉄道施設の区間ごとに、これに係る規模縮小等航路及び規模拡大等航路を指定する。

第四条 運輸大臣は、前項の規定により指定された規模拡大等航路(以下「指定規模拡大等航路」という。)又は同項の規定により指定された規模縮小等航路(以下「指定規模縮小等航路」という。)が、それぞれ規模縮小等航路又は規模拡大等航路に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

第四条 運輸大臣は、前項の規定により指定された規模拡大等航路(以下「指定規模拡大等航路」という。)又は同項の規定により指定された規模縮小等航路(以下「指定規模縮小等航路」という。)が、それぞれ規模縮小等航路又は規模拡大等航路に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

第五条 運輸大臣は、第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行おうとするときは、建設大臣に協議しなければならない。

第五条 運輸大臣は、第一項の規定による指定の申請があつた場合において、その実施計画が、再編成基本方針に照らし適切なものであると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。

第五条 運輸大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その実施計画が、再編成基本方針に照らし適切なものであると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。

第六条 運輸大臣は、第一項の規定による認定をしよ

うとするときは、第二項第三号に規定する事項について労働大臣の同意を得るとともに、当該認定に係る実施計画について建設大臣に協議しなければならない。

(実施計画の変更及び取消し)

第六条 前条第一項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る実施計画の変更(運輸省令

該再編成基本方針の内容について、建設大臣に協議し、かつ、海運造船合理化審議会の意見を聴かなければならぬ。

第六条 運輸大臣は、第一項の規定により再編成基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。

第六条 前二項の規定は、再編成基本方針の変更について準用する。

第六条 運輸大臣は、前二項の規定は、再編成基本方針の変更について準用する。

その認定を受けることができる。

二 実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業規模の縮小等の計画及びその実施により残存する事業の整備に関する事項

二 事業規模の縮小等により不要となる船舶その他の当該事業の用に供する資産の利用又は廃棄に関する事項

三 一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の援助その他当該事業を営む者に雇用されいる労働者の雇用の安定に関する事項

四 方針を定めたときは、これを公表するものとする。

五 前二項の規定は、再編成基本方針の変更について準用する。

六 運輸大臣は、第一項の規定による認定を受けた者は、実施計画の作成に当たつては、第二項第三号に規定する事項について、その者に雇用される労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。

七 運輸大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その実施計画が、再編成基本方針に照らし適切なものであると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。

八 運輸大臣は、第一項の規定による認定をするものとする。ただし、当該実施計画に係る指定規模縮小等航路の指定が取り消されたときは、この限りではない。

九 運輸大臣は、第一項の規定による認定をしよ

うとするときは、第二項第三号に規定する事項について労働大臣の同意を得るとともに、当該認定に係る実施計画について建設大臣に協議しなければならない。

十 運輸大臣は、第一項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る実施計画の変更(運輸省令

で定めるものを除く。)をしようとするときは、同項に規定する供用の開始の日から起算して二年を経過する日までに当該変更に係る実施計画を運輸大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による認定について準用する。

3 運輸大臣は、前条第一項の規定による認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る指定規模縮小等航路の指定が取り消されたとき、又は認定後に輸送需要が増大し、若しくは増大することが見込まれる場合において特に必要があると認めるときは、実施計画の認定を取り消すことができる。

(省令への委任)

第七条 前三条に定めるもののほか、航路の指定若しくはその取消し又は実施計画の認定若しくはその取消しに關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(勧告)

第八条 運輸大臣は、指定規模縮小等航路及び指定規模拡大等航路における円滑な輸送を確保し、並びに指定規模縮小等航路における一般旅客定期航路事業に係る影響の軽減を図るために必要があると認めるときは、指定規模縮小等航路又は指定規模拡大等航路において一般旅客定期航路事業を営む者(その事業を営もうとする者を含む。)に対し、輸送需要に対応した適正な輸送力の維持、輸送施設の利用の効率化及び事業規模の縮小等により不要となる船舶その他の当該事業の用に供する資産の処理の円滑化のための措置その他再編成基本方針に基づき一般旅客定期航路事業の再編成を適切に実施するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 運輸大臣又は労働大臣は、本州四国連絡橋の供用に伴う一般旅客定期航路事業又はその関連事業に係る影響の軽減を図るために必要がある

と認めるときは、指定規模縮小等航路又は指定規模拡大等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者(これらの事業を営もうとする者を含む。)に對し、一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の援助その他これら事業を営む者に雇用されている労働者の雇用の安定のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(報告徴収)

第九条 運輸大臣又は労働大臣は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた者に對し、実施計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

第三章 一般旅客定期航路事業を営む者に關する措置

(交付金の交付)

第十条 公団は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた者(関連事業を営む者はその政令で定める者を除く。)で海上運送法を受けた上実施計画に従つて事業規模の縮小等を行つたものに対し、一般旅客定期航路事業廃止等交付金以下「交付金」という。)を交付することができる。

(交付金の額)

第十一條 前条の規定による交付金の額は、実施計画に従つて行われる事業規模の縮小等に伴い必要となる次の各号に掲げる費用に相当する額として政令で定めるところにより算定した金額の合計額とする。

一 船舶その他の事業の用に供する資産で政令で定めるものの減価をうめるために要する費用

二 事業の用に供する資産で政令で定めるもの撤去に要する費用

三 事業の円滑な転換又は残存する事業の適正な經營を図るために必要な費用

四 離職者に支払われる退職金の一部に充てるための費用

(交付金の請求及び交付の手続)

第十二条 第十条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた日から起算して六月を経過する日までに、運輸省令・建設省令で定めるところにより、公団に対し、交付の請求をしなければならない。

2 公団は、特にやむを得ない理由があると認めることは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、前項の請求の期限を延期することができる。

3 公団は、第一項の請求があつたときは、これを審査し、船舶の売却、事業の用に供する資産の撤去、運航回数の減少、退職金の支払等の交付金の額の算定の基礎となる事実があつたことを確認した上、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該交付の請求をした者に通知しなければならない。

4 公団は、前項の交付金の額の算定の基礎となる事実の一部があつたことを確認した場合において特に必要があると認めるときは、同項の規定により交付金の額を決定する前に、概算見積りにより、政令で定める金額の範囲内において、その一部を同項に規定する者に交付することができる。

5 前各項に定めるもののほか、退職金支払確保契約に關する措置は、運輸省令・建設省令で定める。

第四章 一般旅客定期航路事業等離職者に關する措置

(一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給等)

第十三条 公団は、第六条第三項の規定により実施計画の認定が取り消された場合において特に必要があると認めるときは、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(省令への委任)

第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、交付金の交付及び返還に關し必要な事項は、運輸省令・建設省令で定める。

(退職金支払確保契約)

第十五条 公団は、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者(以下この条において「特定事業主」という。)に雇用されている労働者が本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見込まれるもの(以下この項において「離

職見込者」という。)の退職金の支払に係る資金の確保を図るため、特定事業主と退職金支払確保契約(特定事業主が、離職見込者に係る退職金の支払に必要な資金を当該離職見込者の退職の日までに公団に掛金として納付することを約し、公団は、当該離職見込者の退職のときに、請求に応じこれを特定事業主に給付することを約する契約をいう。以下同じ。)を締結し、これに關する業務を行うことができる。

2 公団は、退職金支払確保契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該契約の締結を拒んではならない。

3 公団及び特定事業主は、第四条第二項の規定により指定規模縮小等航路が取り消された場合に、その他の運輸省令・建設省令で定める場合には、退職金支払確保契約を解除しなければならない。

4 特定事業主について相続その他の一般承継があつたときは、当該特定事業主の相続人の他の一般承継人は、運輸省令・建設省令で定める期間内に公団に申出をした上、退職金支払確保契約に關し当該特定事業主の有していた地位を承継することができる。

5 前各項に定めるもののほか、退職金支払確保契約に關する措置は、運輸省令・建設省令で定める。

第六章 公共職業安定所長は、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給等

第十六条 公共職業安定所長は、一般旅客定期航路事業等離職者で次の各号に該当すると認定したものに対して、その者の申請に基づき、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳(以下「手帳」という。)を發給する。

一 当該離職が第五条第一項又は第六条第一項の規定により認定を受けた実施計画に含まれているものであること。

二 指定規模縮小等航路において一般旅客定期

航路事業を営む者又はその関連事業を営む者に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者がやむを得ない理由により実施計画について第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けることができなかつたと認めめたときは、一般旅客定期航路事業等離職者で前項第二号から第四号までに該当すると認定したものに対しても、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

4 前三項に定めるもののほか、手帳の発給を申請その他手帳に関する事項は、労働省令で定める。(就職指導の実施)

第十七条 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(次項において「就職指導」という。)を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に対する、公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。(船員となるうとする者に関する特例)

第十八条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号第六条第一項に規定する船員以下「船員」という。)となるうとする一般旅客定期航

路事業等離職者に関しては、第十六条第一項中「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長(海運監理部長を含む。以下同じ。)」と、同条第二項から第四項まで及び前条の規定中「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と「公共職業訓練施設の

行う職業訓練」とあるのは「職業訓練」とする。(給付金の支給等)

第十九条 国及び都道府県は、手帳所持者(船員となるうとする者を除く。以下この条において同じ。)がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

第三十条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者(船員となるうとする者に限る。以下この項において同じ。)がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、次の各号に掲げる給付金(以下この条において「就職促進給付金」という。)を支給することができる。

一 手帳所持者の求職活動の促進とその生活の一安定期とを図るための給付金
二 手帳所持者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

五十二年法律第九十六号)第四条から第六条までの規定は、就職促進給付金について準用する。

(手帳所持者に係る延長給付)
第二十一条 手帳所持者であつて、雇用保険法

(昭和四十九年法律第百十六号)第十五条第一項に規定する受給資格者(同法第二十二条第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)であるものに対する同法第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める基準」とあるのは「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第二十一条に規定する受給資格者の再就職の状況等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数に三十日を加えた日数」とする。

第二十二条 手帳所持者であつて、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ三第一項の規定に該当する者(同法第三十三条ノ一二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)であるものに対する同法第三十三条ノ十二ノ二の規定の適用については、同条第一項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第二十二条ニ規定スル者ノ再就職ノ状況等ヲ考慮シ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同項及び同条第二項中「政令ヲ以テ定ムル日数」とあるのは「政令ヲ以テ定ムル日数ニ三十日ヲ加ヘタル日数」とする。

第五章 雜則
(必要な措置への公団の寄与)
第二十三条 公団は、第三章に規定するもののか、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者はその関連事業を営む者の事業規模の縮小等に伴う事業の円滑な転換及び一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に必要な措置の推進に寄与するよう努めるものとする。

(国等の施策)
第二十四条 国は、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者が事業規模の縮小等に伴い事業の円滑な転換を行ふのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるとともに、一般旅客定期航路事業等離職者の速やかな再就職を容易にするため、職業指導、職業紹介、職業訓練等の実施に關し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力して、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者の事業規模の縮小等に伴う事業の円滑な転換及び一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に必要な措置を推進するよう努めるものとする。

第二十五条 この法律に規定する運輸大臣及び労働大臣の権限は、運輸大臣の権限にあつては運輸省令で定めるところにより海運局長に、労働大臣の権限にあつては労働省令で定めるところにより公共職業安定所長に、それぞれその一部を委任することができる。
(権限の委任)
第六章 罰則
第二十六条 第九条又は第二十条第三項において準用する船員の雇用の促進に関する特別措置法第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第九条又は第二十条第三項において準用する船員の雇用の促進に関する特別措置法第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。
(適用の特例)
2 この法律の施行前の本州四国連絡橋の供用に伴い既に一般旅客定期航路事業を休止した一般旅客定期航路事業を営む者が、運輸省令・建設省令で定めるところにより第五条第二項の規定

昭和五十六年四月二十三日印刷

昭和五十六年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K